事　業　報　告

会長　　大　部　　孝

社会情勢が不安定でかつその変化が著しい時代であるからこそ、市民がいつでも気軽に法的な悩みを相談できるよう司法アクセスを充実させる必要がある。我々司法書士は、市民の身近な「暮らしの中の法律家」としての役割を担っており、当会では、昨年度もそのような役割を意識した事業を展開した。

まず、登記業務であるが、不動産登記の唯一の専門職として、相続登記を基礎とする遺言相続を重点事業に掲げて３年が経過した。さらに、昨年度は福岡法務局とともに「未来につなぐ相続登記推進プロジェクト」を立ち上げ、官民協働でさらなる推進を図っていくこととなった。年々高まるこれらの相談ニーズに対して、現在、相談経路の確保と相談員のさらなる質の向上に努めていくことの必要性を改めて実感しているところである。遺言相続に関連する分野としては、所有者不明土地や、空き家の問題等があり、こうした社会の課題に的確に応えるために、引き続き司法書士界を挙げて取り組んでいく。

また、昨年度は、支部長との協議会を概ね月一回開催した。これは、当会の様々な課題について情報共有を図り、大局的かつ横断的な事業執行を視野に入れ行ったものである。支部長間の情報交換をはじめとして、各支部の実情と課題等について様々な意見交換を行うことが出来たことから、今後も引き続き協議を深めていきたい。

最後に、市民の権利擁護と逆行する後見業務の不祥事事件が、当会でも昨年度２件発覚した。これらの不祥事に対しては、福岡法務局、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート、日本司法書士会連合会と密に連絡をとりながら、迅速に対応にあたった。引き続き、高齢者・障がい者の権利擁護者として、司法書士に課せられた社会的要請に適切に応え、職責を全うするためにも、二度と不祥事を起こさないよう全力を尽くしていく。

以上、事業全体の総括としては、様々な問題に対処しながら、司法書士の法律家としての役割を自覚した事業を実施できたと考える。

この一年間、会員の皆様には、会の事業の執行に多大なご協力をいただきまして、誠にありがとうございました。引き続きのご協力をお願いします。

総　務　部

総務部長　　木　津　圭太郎

１．会員の不祥事について

昨年度は、成年後見人の立場を悪用して被後見人の預金を横領したうえに、不動産の登記事項証明書を偽造した事例等、会員による不祥事が２件発生した。特に業務上横領及び有印公文書偽造等の罪で有罪判決を受けた事例は、新聞等で報じられ、司法書士の信用を著しく失墜させた。

一連の不祥事により、昨年１１月２日、福岡法務局に対し、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートとの連携強化や倫理研修の徹底等を柱とする不祥事防止策を提出するに至った。

かねてより倫理研修を実施する等不祥事防止に努めてきたにもかかわらず、このような事態に至ったことは、誠に残念でならない。

ところで、現在、様々な場面において不祥事の再発防止に向けた策を検討している。しかしながら、現行制度のもとでは適切な策を打ち出すことはできておらず、その困難さを痛感しているところである。引き続き検討を進めるものの、昨今の事象を基に、会員一人ひとりが危機意識を持ち、日々誠実に業務にあたって頂くことが重要であると考える。

２．苦情・綱紀関係

昨年度の苦情受理件数及び綱紀調査付託件数等は以下のとおりである。

苦情の内容は、例年と同様、司法書士報酬に関することや業務の遅滞に関することが多くの割合を占めた。

綱紀調査に付託された事例は、業務上横領の事例は勿論のこと、本人確認義務違反や預り金の取り扱いに関するもの、或いは補助者が不動産取引に立ち会った事例等様々なものであった。

苦情、綱紀調査付託事例を問わず、いずれの事案も注意を払えば回避できるものであると思われる。折に触れて情報を発信するので、引き続きご注意頂きたい。

苦情受理件数	２４件
綱紀調査付託件数	１１件
懲戒処分件数	１件
注意勧告件数	０件

３．非司法書士実態調査

昨年度は、延べ６４名の会員に協力頂き、福岡法務局本局、朝倉支局、箱崎出張所、福間出張所、直方支局、行橋支局、八女支局、北九州支局において非司法書士による登記申請の調査を行った。

４．事務局全般

毎週水曜日に事務局長も参加して定期報告会を行い、職員相互の業務の理解等を図っ

ている。
なお、昨年度も事務職員が退職したため、必要に応じて新たな職員を採用した。

５．登録調査委員会
当委員会は、司法書士登録に疑義がある場合に、日司連に報告をすべく一定の検討を担っている。
昨年度は、２回委員会を開催し、うち一件については登録不相当の報告を行った。

６．新入会員オリエンテーション
新規に入会した会員を対象に、日本司法書士政治連盟福岡会、公益社団法人福岡県公共嘱託登記司法書士協会、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート福岡支部、福岡県青年司法書士協議会及び６支部の紹介を行うとともに、各団体の役員との交流を図ることを目的として、昨年度は２回オリエンテーションを開催した。

７．九州ブロック司法書士会協議会各県部長連絡協議会
平成２７年９月１３日、大分市において協議会が開催され、事業部毎に意見交換を行った。取り分け昨今の不祥事に関して多くの時間を割いて協議を行った。なお、各部の詳細な協議内容は、会報２０１６．新春号でご確認頂きたい。

８．四県交流会
会員数が同規模の四県（神奈川県会、愛知県会、兵庫県会、当会）の執行部が毎年集まり、意見交換を行う交流会が昨年度は神戸市で開催された。
裁判業務、司法書士法施行規則３１条業務等の業務推進に関することから、バックマージン・キックバック問題、マイナンバーへの対応まで、各会で懸案事項について協議を行い、とても有意義なものとなった。

９．業務広告調査
一昨年度に引き続き、昨年度も１１月１６日から１１月３０日にかけて会員の業務広告を調査し、４件の指導を行った。

１０．選挙管理委員会
昨年度は役員、綱紀調査委員及び代議員の選挙に関する一連の手続きを行った。

１１．その他
昨年度の事業計画に掲げていた会員の精神面における支援について、諸般の都合により、十分な協議を行うことができなかった。

経　理　部

経理部長　　猪之鼻　久美子

経理部は、日々の予算を執行し、各月決算及び期末決算並びに予算編成等の業務を行った。

１．平成２７年度の一般会計及び特別会計の予算を執行した。

２．平成２７年度の一般会計及び特別会計の決算書類作成を行った。

３．平成２８年度の一般会計及び特別会計の予算案作成を行った。

４．組織改善の一環として

（１）県・支部の予算の均衡及び支部交付金の適正な支給に関する検討を行い、支部交付金の概算要求基準及び事業予算の上限基準を導入し、支部との合同交付金会議を実施したうえで支部交付金を決定し、全体予算の編成を行った。

（２）公益法人として、会員の活動日当及び旅費について、規程に則り適正な予算執行を行った。

（３）収入及び支出に関する協議を行った。

（４）各会員への各種日当及び手当等を一部振込みによる支払に変更し、事務作業の効率化を図った。また、他団体、他組織への支払についても手続きの改善を検討し、事務作業の効率化をさらに推し進めた。

（５）関連団体への助成金のあり方について協議検討を行った。

（６）一部の支部に事務局職員退職金規程が制定されたことに伴い、支部の職員退職引当金特別会計に差異が生じた。そのため、ワーキングチームを立ち上げ、県・支部の労務管理状況の確認を行い、職員退職引当金についての協議検討を行った。

企　画　部

企画部長　　小　原　俊　治

一　組織改革

１．県支部事業分掌・協力体制の構築に向けて

「各支部の個性を活かしながら、地域に根ざした活動を推進できる体制作り」を行うために、県と支部の事業分担や支部で現在行っている事業に関して、検討を行った。

具体的には、研修事業、相談事業、広報事業、法教育・法律教室等事業、会員交流事業、会員指導・綱紀対応について検討を行い、県・支部申し合わせ事項（案）を作成したが、明確な内容をまとめるまでには至らなかった。それは、県と支部の関係性として一昨年度「基本的に当会で行うべき事業は県の責任で行い、支部は地域での司法アクセス拡充及び会員間交流等、地域に根ざした事業に特化した事業を行う。」との確認を行ったが、具体的に事業を企画実施していく際にそのことが踏まえられていなかったり、支部間で考え方に違いがあったり、そもそも事業部の役割をどう捉えるかについても認識に相違があったためで、それらを整理しなければ、共通ルール作りは難しいことを確認した。また、県では事業部が所轄委員会を統括しているが、多くの支部では事業部と委員会が並列するような組織体制をとっているため、その組織体制の違いが県・支部の連携を難しくしていることも確認した。

ただ、会長、支部長が定期的に協議会を開催して組織について協議したことで、整理すべき課題については共通認識を形成することができたので、今年度は、昨年度の協議を踏まえて県と支部のあり方について検討を行う。

２．改善事業等のフォロー

より効率的で有機的な組織作りのために、一昨年度検討が未了だった総合研究所、事務局長の位置づけ、会報・広報等について検討を行った。

また、時代の要請に応えうる組織とするために、役員構成についても検討を行い、福岡県司法書士会役員等選挙規則一部改正案を定時総会に上程することとした。

３．予算及び事業バランスの検討

経理部とともに支部交付金や事業分野ベースでの予算割合について検討を行い、支部長と協議の上、支部交付金の概算要求基準及び事業予算の上限基準を導入する等の試行を実施した。

二　業務推進

１．遺言相続事業

（１）相続登記はお済みですか月間

本事業は、昭和５９年から全国の司法書士会で行われているが、近頃は制度広報と会員への任意協力依頼を行うのみであったため実績数も乏しく、折角の事業が活かされていなかった。

そこで、昨年度は、「相続といえば司法書士」を打ち出し、会を挙げて取り組める事業となるよう活性化を図った。

ア．相談会

社会事業部、広報部と連携して、２月の月間内に、相続登記に関する相談を

初回無料で受けて頂ける賛同会員を募集し、その情報を対外用ホームページで告知して、市民から気軽に相談して頂けるようにした。その結果、昨年度は１３１件の相談が寄せられた。また、平日は時間が取れない方のために、会館において、２月月間内の土日祝日に相談会を開催した。

イ．シンポジウム開催

東日本大震災の復興事業でも相続未登記による所有者不明が大きな問題となっているが、日常の身近な問題としても空き家・空き地等の管理に関して近年市民の関心が高まっているので、市民に広く相続未登記問題を考えて頂けるように、シンポジウムを開催した。

１月３１日	14:00～16:30	天神クリスタルビル	参加者　４４名
空き家等未登記問題シンポジウム １．空き家対策と課題について 講師　古賀誠　係長（福岡県建築都市部建築指導課企画係） ２．未来につなぐ相続登記 講師　釘宮崇郎　次席登記官（福岡法務局不動産登記部門） ３．相続登記の役割と手続き ～空き家を有効利用、適正管理するための第一歩～ 講師　上村一朗　会員 ４．大牟田市での取り組み報告 講師　梅本政隆　社会福祉士（大牟田市都市整備部建築住宅課）			

ウ．法務局との連携

広島司法書士会での取り組みを参考に、福岡法務局と協働して「未来につなぐ相続登記推進プロジェクト」を立ち上げ、相続登記の推進を図っていくこととなった。このプロジェクトは、「相続登記はお済みですか月間」のためではなく今後通年行っていくもので、引き続きどのような形で法務局と連携を図っていけるか検討していきたい。

（２）相続・遺言教室

市民の身近な相談相手と広く認識してもらう手段として、また実際に問題を抱えている方への支援として、当会では相続・遺言教室に力を入れているが、それをさらに促進するために、相続・遺言教室の共通レジュメの改訂を行ったので、県・支部各所で活用して頂きたい。

（３）広報強化

広報部とともに遺言相続事業の広報強化を図った。

２．不動産取引支援

不動産取引における司法書士の取組みや問題点の検証を目的として、以下の通り事例検討会を実施した。

本事業では事例検討において、ベテラン会員と若手会員の情報交換を行う機会となり、参加者の知識の底上げには繋がったが、事業目的であった関連団体への提言や情報提供には至らなかった。

今年度、本事業は継続しないことになったが、不動産登記業務に繋がる重要な事業であるので、引き続き、支援の形を検討していきたい。

８月２０日	18:30～20:30	会館１階	参加者　７名
事例内容 （１）地縁団体が所有する土地の共有名義人の一部に相続登記がなされている場合の対応 （２）不在者財産管理人の換価処分手続き			
１０月１５日	18:00～20:00	会館１階	参加者　６名
事例内容 （１）以下の登記がなされている不動産取引における留意点 ア　不動産競売による差押登記 イ　税金滞納による差押登記 ウ　税金延納による担保権設定登記 （２）受贈者に対し遺言執行費用等控除後の残金を遺贈する旨の危急時遺言による不動産の売却手続き			

３．空き家対策

「空家等対策の推進に関する特別措置法」（以下「空家特措法」という）に基づき、各自治体と連携しながら、司法書士の専門性を活かした以下の活動を行った。

昨年度は様々な活動を通じ、ある程度の制度広報が出来たと思うが、空き家問題に対しては、今後ますます関心が高まると予想されるので、各自治体等との連携をより深め、司法書士の存在をもっとアピールしていきたい。

（１）福岡県空家対策連絡協議会　適正管理部会への参画

当部会は、福岡県空家対策連絡協議会の「適正管理部会」内に設置された「啓発・相談体制検討ワーキンググループ」と「特定空家等判断基準及び対策計画検討ワーキンググループ」の２グループに参画している。協議会においては唯一の法律専門職として参加している立場から様々な提言を行っており、啓発パンフレット、相談体制マニュアル、特定空家の判断基準、空家等対策計画のひな形の作成にも携わった。

（２）自治体向けセミナーの開催

空家特措法の５月施行に伴い、各自治体にて対応が始まることを見据え、以下のセミナーを開催した。

福岡県下の約半分の自治体が参加され、空き家問題への関心の高さが伺えた。研修終了後も質問を受け、各自治体が抱えている問題点を共有することができ、今後の活動指針となった。

７月２４日	14:00～16:00	会館４階	参加者　３９名
７月３１日	14:00～16:00	会館４階	参加者　１３名
テーマ　空き家に関する法的問題と対処法 講　師　上村一朗　会員			

（３）自治体開催フォーラムへの講師派遣

大牟田市において開催された下記フォーラムに当部会より講師として派遣し、フォーラム終了後の無料相談会にも対応した。

１１月２８日	13:00～16:00	イオンホール（イオンモール大牟田）
テーマ　空き家利活用セミナー 講　師　鎌田誠史　准教授（有明工業高等専門学校　建築学科） 岡﨑卓也　氏（全宅連　不動産総合研究所） 堀崎真一　企画専門官（国土交通省　住宅局安心居住推進課） 白川泰之　教授（東北大学大学院　法学研究科） 本城幹大　会員		

（４）各自治体連絡協議会への会員推薦

空家特措法に基づき協議会を設置した自治体より、当該協議会へ参加できる会員の推薦依頼が寄せられた場合、候補者の推薦及び情報提供を行った。

（５）自治体との協定

自治体より当会との業務協定の提案がなされたため、協定内容につき検討を行った。

（６）市民相談への対応

空き家問題への当会の取り組みが新聞報道されたことを契機に市民から寄せられた相談に対応した。

三　会員サポート

会員の業務サポート、メンタルヘルスケアの一環として、当部会では日頃の業務研修とは異なった目線で、「快適司法書士ライフ講座」と銘打ち、私達司法書士自身がより快適に業務を行うためのサポートとなる講座を以下の通り開催した。

参加者は少なかったが、その分様々な意見を聞くことができ、参加者から多くの感想もいただけた有意義な講座であった。

また、会員交流の促進として、研修会で隣りに座った会員同士が数分間自己紹介や業務に関する会話をすることで交流を深めるという内容を企画し、研修部に導入の検討を依頼した。

会員間の交流が希薄化しているなか、会員交流は、業務サポート、メンタルヘルスケアにも通じるものであるため、引き続き、検討を行っていきたい。

１２月８日	18:00～20:00	会館４階	参加者１６名
第一回　中小企業診断士による事業を成功に導くポイント講座 講　師　牛嶋雄二　中小企業診断士（アスモア税理士法人）			
１月２２日	18:00～20:00	会館４階	参加者　７名
第二回　Ｗｅｂサービス活用方法座談会 講　師　福島卓　会員			
２月９日	18:00～20:00	会館４階	参加者　８名
第三回　司法書士のメンタルヘルス講座 講　師　濱田なぎさ　会員 岡田昌之　施設長（ジャパンマック福岡）			
３月８日	18:00～20:00	会館４階	参加者　７名
第四回　イザというときの事務所危機管理 講　師　荻林和則　会員			

四　司法過疎対策

１．司法過疎データ更新

司法過疎マップ、司法過疎人口銀行士業データの更新作業を行った。

２．福岡県司法過疎地域開業支援事業運営規定改定

本規定があまり活用されていない実情を改善するため、本規定改定を理事会に提案し、改定がなされた。

３．福岡県司法過疎地域開業支援事業の実施

前記規程の改定に伴い、昨年１２月１日から３１日まで支援希望者を募集したが、応募者はなかった。

しかし、本制度は市民への司法アクセス拡充や新人会員の開業支援に資するものであるため、今年度も引き続き実施していきたい。

五　その他

１．関連団体行事等派遣制度

関連団体から参加要請等される講演会、会議等について、これまでは原則予算化されているものしか派遣費を支弁できなかったが、今後は当会事業に有益なものについては臨機応変に派遣できるように、関連団体行事への派遣費を支弁できる制度を設けた。

昨年度の運用で、いくつかの改善点も見出せたので、今年度、更に内容を検討し、事業に活かす制度としていきたい。

１１月７日 １１月８日	12:00～18:00 9:30～15:00	福岡大学
標　題　生活困窮者自立支援全国研修交流大会 参加者　濱田なぎさ　会員、増田憲之　会員		
１１月１３日	13:30～16:30	福岡県精神保健福祉センター
標　題　平成２７年度自死遺族支援関係者研修会 参加者　稲毛翔平　会員、森部光一　会員		
２月１１日	13:00～17:00	キャンパスプラザ京都
標　題　生活保護審査請求制度・公開研究会 参加者　稲毛翔平　会員		
２月２７日	13:00～17:00	日司連ホール
標　題　高齢者の消費者被害に関するシンポジウム 参加者　前田美穂　会員		

広　報　部

広報部長　　中　村　優　子

昨年度は、超高齢社会での司法書士のＰＲ（public relations）に力を入れた。市民生活に一番身近な窓口である自治体を中心に遺言相続、空き家問題等の広報を行い、関係構築の充実を図った。また１２月には、福岡法務局と「未来につなぐ相続登記推進プロジェクト」を立ち上げ、相続登記の推進のために互いのホームページにリンクを張るなど広報を柱として共同事業を展開している。

１．リーフレット・パンフレット・チラシの制作

総合相談センターの電話番号の統一に伴い、総合相談センターリーフレットを改訂した。また、遺言相続の業務推進を目指し、「相続登記はお済みですかのチラシ」、「相続手続についての３つ折りリーフレット」、「相続登記のポケットティッシュ」を制作をした。これらの制作物を持参して市役所、法務局を訪問し、相続登記推進のために司法書士を活用して頂くようお願いする広報ローラー作戦を展開した。

２．相談会・イベント等の広報

以下の（１）、（２）の内容に応じてチラシ・ポスター制作、配布、ニュースリリース、記者レク、新聞広告、西日本新聞夕刊別刷り「ふえーるプレス」などの広報を行った。特に「相続登記はお済みですか月間」については、万遍なく各家庭に届く広報を目指し、相談件数の増加を図った。

（１）相談会広報

①司法書士の日記念相談会
②高齢者・障がい者のための成年後見相談会
③司法書士・税理士による相続合同相談会
④年末生活困りごと相談会
⑤遺言・相続ホットライン
⑥総合相談センター
⑦相続登記はお済みですか月間

（２）イベント等広報

①親子法律教室
②空き家等未登記問題シンポジウム

３．対外用ホームページの充実

（１）川柳コンテスト

ホームページのコンテンツとするため、テーマを「相続」として川柳を募集した。全国各地から約１，３００作品の応募があった。入賞作品は対外用ホームページのトップページに掲載して、相続登記の専門家のイメージ向上を図った。

（２）動画配信

①「解釈のちから」

青少年法律講座でＤＶＤ撮影したものを編集し、社会貢献活動の一環としてＰＲを

図った。

②起業塾

詳細は下記４に記載のとおり。

４．高校生のための起業塾（一日司法書士）

司法書士は商業登記をはじめとする中小企業支援の専門家であることをＰＲする意図もあり、企画した。起業塾とは、会社設立を目指す高校生へ司法書士が様々な視点でアドバイスをしながら会社を作り上げていくというものである。生徒自身で考えた事業計画を司法書士とともに磨き上げ、他の起業家との意見交換により事業内容を修正するという起業疑似体験は、高校生にとってもかけがえない経験になったと考える。

本事業は３校７名の高校生に参加頂いた。また、ＤＶＤ撮影したものを編集し、動画配信した。

５．マスメディアや行政との関係構築

空き家問題について西日本新聞社の記者に継続的な取材をしていただいている。その他、起業塾、親子法律教室、空き家等未登記問題シンポジウムなど社会貢献活動に関心を寄せられた他のマスメディアからも取材いただき、記事にしていただいた。

法務局とは「未来につなぐ相続登記推進プロジェクト」の立ち上げ、相続登記推進事業を展開している。

６．会報「ふくおか」の発行

年４回発行した。支部独自の活動、会員事務所の紹介など、活発な取材活動を行い、情報の提供に努めた。

研　修　部

研修部長　　佐々木　　英

【はじめに】

昨年度は研修事業全体を通じたテーマとして、「附帯業務」を念頭において研修を組み立てた。なかでも第２回業務研修会においては附帯業務に関する様々な見解を会員に知っていただく狙いでパネルディスカッション形式を採用した。さらに、その後４回にわたって企画講座を行い、上記のテーマを掘り下げた。

ここ数年研修の形式がますます多様化してきており、自宅にいながらパソコンなどで研修動画をいつでもどこでも視聴することができるオンデマンド研修システムや、配信会場と受信会場をデータ回線で結ぶ同時配信システムなどがでてきている。従来の一会場で行う講義形式にも良いところはあるし、新しい形式にもメリット・デメリットはある。会員によい情報をより容易により確実に伝えるために、研修形式についてもしっかりと研究してゆく必要性をあらためて認識した１年であった。

昨年度はオンデマンド研修動画配信を予定していたが、セキュリティー面に課題が残ったため実行に至らなかった。この反省を踏まえ、今年度は実施できるようにする。

【業務研修会】

第１回業務研修会

最近は多重債務関係の実務経験が少ない会員も増えてきている。よって第１部のテーマを「多重債務問題への司法書士の社会的役割の再考（福岡地裁との協議をふまえて)」とし、第２部は司法書士業務の根幹の一つである商業登記の知識強化をはかるべく、「改正会社法と登記実務」というテーマで行った。

第２回業務研修会

昨年度の重要テーマである「附帯業務」にスポットをあてた内容とした。単なる講義形式ではなく、パネルディスカッション形式で行った。臨場感があり、最後まで飽きさせない内容だったと思われる。非常に好評をいただいた。

第３回業務研修会

法律家としてのマインドについて再考すべく憲法に関するテーマで研修を行った。第２部は商業登記、第３部は不動産登記と、司法書士業務の根幹に関わるストレートな内容の研修を行った。

【倫理研修】

各業務研修会とセットで倫理単位を付与する研修を行った。また、年度末研修においては、グループディスカッションを取り入れた倫理研修も開催した。

第１回業務研修会	４月１８日（土）	九州ビル９階 大ホール	参加者： ２２８名
第１部「多重債務問題への司法書士の社会的役割の再考（福岡地裁との協議を踏まえて）」 コーディネーター：奈良田真作　会員 パネラー：谷崎哲也　会員、手嶋竜一　会員 第２部「改正会社法と登記実務」 講師：尾方宏行　会員			
第２回業務研修会	８月２２日（土）	福岡商工会議所 ３０１会議室	参加者： １７９名
第１部「司法書士総合相談センター運営法法」 講師：芳司英樹　会員 第２部「施行規則３１条業務（財産管理における倫理）」 ①基調講演 講師：中久保正晃　会員（鹿児島県会） ②パネルディスカッション コーディネーター：坂田亮平　会員 パネラー：中久保正晃　会員（鹿児島県会）、工藤克彦　会員（大分県会）、 山下祐一　会員			
第３回業務研修会	平成２８年 １月２３日（土）	福岡商工会議所 ３０１会議室	参加者： １１３名
第１部「私の憲法“感”～日本国憲法の今と法律家の役割～」 講師：川副正敏　弁護士（福岡県弁護士会・法テラス福岡所長） 第２部「中小企業の事業承継における実務～種類株式の論点を中心に～」 講師：尾方宏行　会員 第３部「不動産登記をめぐる課題」 講師：加藤政也　会員（東京会）			
平成２７年度 年度末研修	３月２６日（土）	西鉄イン福岡 Ａホール	参加者： 第１部３３名 第２部１８名
第１部「倫理研修～昨今の懲戒事例の紹介・検討」 講師：木津圭太郎　会員 第２部「グループワーク研修」 講師・チューター：山下祐一　会員、安河内肇　会員、原口智吉　会員			

【九州大学司法研修】

九州大学司法研修はアカデミックな講義という特色をもつ。
前半の２日では、民法を中心に昨今の学会・業界の最新情報を講義いただいた。
後半の２日では、国際法・憲法をテーマとして取り上げた。

第一部 九州大学司法研修講座	１１月１４日（土）	天神チクモクビル 大ホール	参加者： ５０名
内容：司法書士が留意すべき最近の動向について（実務編） 司法書士の人気凋落、規則３１条業務、専門家責任・懲戒など 講師：七戸克彦　教授（九州大学大学院法学研究院）			

第二部 九州大学司法研修講座	１１月１５日（日）	天神チクモクビル 大ホール	参加者： ６０名
内容：司法書士が留意すべき最近の動向について（立法編） 民法（債権関係）改正、空家対策特別措置法、マイナンバー法等 講師：七戸克彦　教授（九州大学大学院法学研究院）			
第三部 九州大学司法研修講座	平成２８年 ２月２０日（土）	九州ビル５階 大会議室	参加者： ４７名
内容：憲法秩序と憲法改革 講師：赤坂幸一　准教授（九州大学大学院法学研究院）			
第四部 九州大学司法研修講座	２月２１日（日）	九州ビル５階 大会議室	参加者： ３１名
内容：国際的な法律実務 in Fukuoka～海外取引や渉外家事事件を題材に～ 講師：松井仁　教授（九州大学大学院法学研究院）			

【年次制研修】

一昨年度と同様の方法で開催した。当会では支部の協力の下、各支部１回、計６回の研修会の運営を行っており、改めてこの場をお借りしてお礼を申し上げたい。年次制研修においては、参加者一人ひとりに役割をもっていただき、積極的に研修に参加いただけるような方法で研修を行っている。今後も当面この運用で実施していく予定である。

【企画講座研修会その他】

「附帯業務」に特化した企画研修会を実施した。それぞれの分野で精通している方を講師に招き、実務に裏付けされた実りある講義を行っていただいた。また、多くの会員に参加いただいた。

第２回 財産管理業務研修会	９月１８日（金）	福岡朝日ビル地下１階 １３・１４・１５会議室	参加者： ９４名
内容：「不在者財産管理人・相続財産管理人の実務」 講師：中尾哲郎　弁護士（福岡県弁護士会）			
第３回 財産管理業務研修会	１１月１９日（木）	都久志会館 ４０１～４０４号室	参加者： ８７名
内容：「遺産承継の実務」 講師：藤田剛　会員			
第４回 財産管理業務研修会	平成２８年 １月２１日（木）	都久志会館 ４０１～４０４号室	参加者： １０２名
内容：「遺言執行者の実務」 講師：篠木潔　弁護士（福岡県弁護士会）			
第５回 財産管理業務研修会	３月１７日（木）	都久志会館 ４０１～４０４号室	参加者： ８４名
内容：「財産管理の注意点」 講師：坊明宏　家事訟廷管理官（福岡家庭裁判所）			

【事務職員研修】

一昨年度と同様に事務職員研修をおこなった。県外からも多数参加していただいており、当会の行う研修会として定着していることが感じられた。

社会事業部

社会事業部長　　芳　司　英　樹

昨年度も、会員の皆様には様々な相談事業の相談員として協力いただいたこと、また運営を支えていただいたことにあらためて御礼申し上げたい。総合相談センターの運用改定については、各支部の協力のもとに昨年度新たな運用をスタートすることができた。当会では、重点的に取り組んでいる「遺言相続」をはじめとして様々な事業を行っているが、昨年度は重複する相談窓口の統一や、実績の少ない相談事業の見直しも行った。総合相談センターを中心とした、分かりやすく利用しやすい相談体制を構築していきたい。今後も、信頼できる専門職としての地位を確かなものとして、市民のニーズに応えた事業を展開していきたい。

１．相談事業

（１）司法書士総合相談センター事業

県下６支部の各総合相談センターで、紹介システム、電話相談を中心として運用を行っている。また、行政機関等への相談員派遣等にも各センターで対応いただいている。後記のとおり、昨年８月１日からは、これまでセンターごとに異なっていた電話番号を統一して新システムとして運用を開始した。

昨年度の件数は、紹介システムはやや減少、電話相談は増加した。相談分類では、不動産登記の相続関係、家事事件での相続関係が多いのが特徴である。これに次ぐのが民事一般（多重債務除）の案件で、貸金関係や借地借家関係を中心に多くの相談が寄せられており、民事紛争、訴訟案件でも司法書士のニーズが高いことが伺える。

相談センターの認知経路は、自治体等の公的機関が最も多く、次いでインターネット、法テラス、当会窓口の順であった。

【司法書士総合相談センター　登録相談員数】　　※相談員数は休止含む

		福岡東	福岡西	福岡南	筑後	筑豊・京築	北九州	全体
登録相談員数	平成26年度	86名	68名	101名	76名	39名	91名	461名
	内　多重債務相談登録	68名	55名	71名	50名	21名	63名	328名
	平成27年度	85名	63名	104名	77名	40名	89名	458名
	内　多重債務相談登録	66名	47名	71名	52名	23名	70名	329名
登録率		37.8%	40.4%	52.3%	59.7%	65.6%	54.9%	49.1%

【司法書士総合相談センター　紹介システム・電話相談　相談件数】

		福岡東	福岡西	福岡南	筑後	筑豊・京築	北九州	全体
紹介システム	平成26年度	182件	170件	141件	93件	61件	204件	851件
	平成27年度	143件	114件	119件	81件	67件	185件	709件
電話相談	平成26年度	306件	293件	367件	204件	222件	892件	2284件
	平成27年度	349件	400件	391件	319件	338件	602件	2399件

【電話相談会開催曜日】

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
第1週	福岡東 筑豊	福岡西	筑後 転送相談員	北九州	福岡南 転送相談員
第2週	福岡東	福岡西 転送相談員	筑後	北九州 転送相談員	福岡南

【司法書士総合相談センター　紹介システム　相談件数推移】

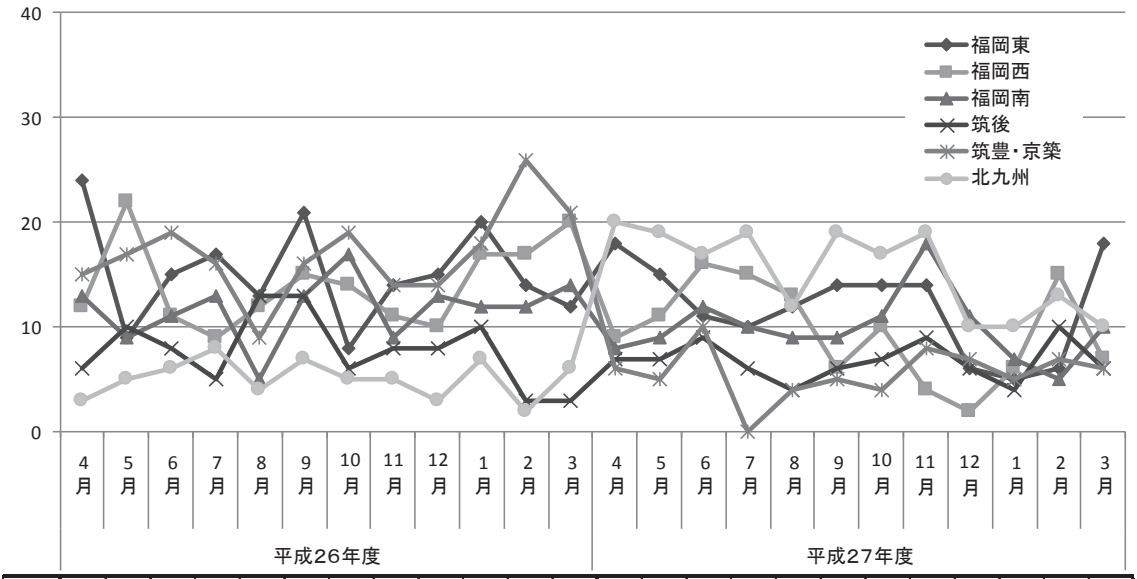

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
福岡東	24	9	15	17	13	21	8	14	15	20	14	12	18	15	11	10	12	14	14	14	6	5	6	18
福岡西	12	22	11	9	12	15	14	11	10	17	17	20	9	11	16	15	13	6	10	4	2	6	15	7
福岡南	13	9	11	13	5	13	17	9	13	12	12	14	8	9	12	10	9	9	11	18	11	7	5	10
筑後	6	10	8	5	13	13	6	8	8	10	3	3	7	7	9	6	4	6	7	9	6	4	10	6
筑豊・京築	15	17	19	16	9	16	19	14	14	18	26	21	6	5	10	0	4	5	4	8	7	5	7	6
北九州	3	5	6	8	4	7	5	5	3	7	2	6	20	19	17	19	12	19	17	19	10	10	13	10
全体	73	72	70	68	56	85	69	61	63	84	74	76	68	66	75	60	54	59	63	72	42	37	56	57
	851												709											

【司法書士総合相談センター　電話相談　相談件数推移】

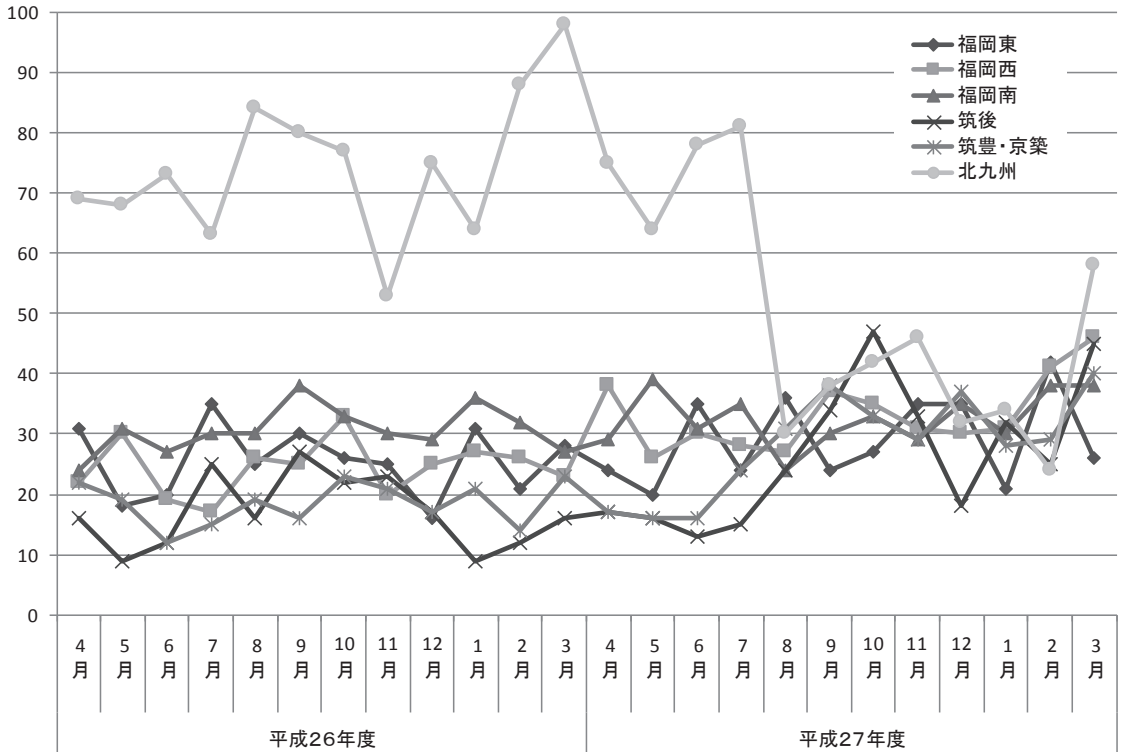

福岡東	31	18	20	35	25	30	26	25	16	31	21	28	24	20	35	24	36	24	27	35	35	21	42	26
福岡西	22	30	19	17	26	25	33	20	25	27	26	23	38	26	30	28	27	37	35	31	30	31	41	46
福岡南	24	31	27	30	30	38	33	30	29	36	32	27	29	39	31	35	24	30	33	29	35	30	38	38
筑後	16	9	12	25	16	27	22	23	17	9	12	16	17	16	13	15	24	34	47	33	18	32	25	45
筑豊・京築	22	19	12	15	19	16	23	21	17	21	14	23	17	16	16	24	31	38	33	29	37	28	29	40
北九州	69	68	73	63	84	80	77	53	75	64	88	98	75	64	78	81	30	38	42	46	32	34	24	58
全体	184	175	163	185	200	216	214	172	179	188	193	215	200	181	203	207	172	201	217	203	187	176	199	253
	2284												2399											

（２）司法書士の日記念相談会

８月３日の司法書士の日にちなみ、一昨年度から続けて３回目となる相談会を県下一斉に行った。８月１日（土）、県下４会場で１０時から１６時の時間帯で開催し、各支部の社会事業部および総合相談センターで主体的に運営いただいた。相談件数は１０７件で昨年度も多くの方が来場された。１０７件のうち６０件が相続に関するもので、関心の高さをうかがわせる内容であった。例年多くの相談を受けることから、拡大社会事業部会での協議をもとに今年度は予約優先制の導入を予定している。

会場	相談のみ	継続 紹介システム	直接受任	相談員の連絡先を伝えた	全相談件数
天神ビル	42	1	1	3	47
久留米市役所	23	0	1	1	25
KMMビル	28	0	1	0	29
立岩公民館	6	0	0	0	6
合計	99	1	3	4	107

（３）高齢者・障がい者のための成年後見相談会

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート福岡支部との共催で、９月１２日（土)、県下６会場で１０時から１３時の時間帯で開催した。本相談会は１枠５０分の予約制で開催している。相談は２４件で、ほぼ例年と同様の件数であった。

会場	相談のみ	継続 LS	継続 紹介システム	直接受任	相談員の連絡先を伝えた	全相談件数
博多バスターミナル	9	0	0	0	0	9
岩田屋	1	0	0	0	0	1
久留米市役所	5	0	0	0	0	5
ウェルとばた	2	0	0	0	0	2
水巻町いきいきほーる	3	0	0	0	0	3
田川市民会館	3	0	1	0	0	4
合計	23	0	1	0	0	24

（４）遺言相続事業

平成２５年度から重点的に取り組んでいる遺言・相続関連事業を昨年度も継続して行った。

相続・遺言教室は各支部で積極的に開催いただき、昨年度は１２件実施した。講師の選定や、セミナー内容の工夫など支部ごとに対応いただいている。主催者によって一般参加が可能なものとそうでないものがあるが、実施後のアンケートによるといずれも参加者の関心の高いことがうかがえる。今後もより市民の身近なところで取り組み、「相続といえば司法書士」の認知度向上につなげたい。

遺言相続ホットラインの昨年度の電話件数は６４９件で、平成２５年度の開設以来大きく変わらない。本ホットラインはフリーダイヤルを総合相談センターの夜間電話相談へ転送する方式で実施してきたが、この３年間で「遺言相続」に関して一定の広報効果を果たしたと考えられることや、総合相談センターの電話相談と併存させるメリットが少ないことから、拡大社会事業部会および理事会での協議を経て昨年度末で終了とした。今後は、総合相談センターの電話相談へつなげるよう広報をはかっていきたい。

司法書士派遣事業は、昨年度１件であった。実施件数は少ないが、潜在的な需要はあると考えられることから本事業は継続して行うこととした。今後さらに広報につとめて司法書士へのアクセスを増やしていきたい。

No.	日付	場所	講師	参加人数
1	7月13日	津福校区コミュニティセンター（久留米市）	池見　智幸 会員	25
2	11月26日	前田市民センター（八幡東区）	椛島　浩二 会員	78
3	12月17日	オアシス篠栗	藤　哲也 会員	49
4	1月20日	すえひろ（直方市）	井手口 敬子 会員	13
5	1月23日	福岡西市民センター	西村　直樹 会員	25
6	1月26日	西日本シティ銀行徳力支店（小倉南区）	大賀　雪子 会員	32
7	1月26日	御井校区コミュニティーセンター（久留米市）	池見　智幸 会員	20
8	1月28日	直方市中央公民館	轟木　昭弘 会員	36
9	2月　3日	岡垣町中央公民館	中村　好伸 会員	29
10	2月19日	庄内公民館（飯塚市）	福田　哲也 会員	10
11	3月15日	湯川市民センター（小倉南区）	田代　洋平 会員	25
12	3月29日	NPO法人抱樸　笑い家カフェスペース（八幡東区）	濱田 なぎさ 会員	4

（５）賃貸借トラブルホットライン、インターネットトラブルホットライン

賃貸借トラブルは毎週月曜日と水曜日、インターネットトラブルは毎週月曜日、いずれも１６時から１８時までの間、登録相談員事務所への転送方式で電話相談を実施した。賃貸借トラブルは３８６件、インターネットトラブルは１６件の相談を受けている。特に賃貸借トラブルは毎回多くの相談があり、特化した分野でのニーズに対応していると感じている。

なお、インターネットトラブルに関しては、これまでの相談件数等の実績や総合相談センターでの対応が可能であることを踏まえ、昨年度末で本事業を終了とした。

（６）訴状等作成支援相談

毎週火曜・木曜の週２回、１４時から１６時まで相談員が会館に待機して行う無料面談相談の方式で開催した。昨年度の件数は５３件であった。

これまで多様な相談に対応し、本人訴訟の支援とともに、訴訟手続に司法書士が関与することの認知度向上に一定の成果を果たしてきたと考える。他方で、相談件数０件の日が続くなど、相談員の時間拘束や実施にかかる予算に対し実績が伴っているとは言えない状態にあった。これらを考慮し、本事業は昨年度末で終了とした。

（７）総合行政相談・一日行政相談所

総務省九州管区行政評価局と連携し、福岡総合行政相談所（岩田屋）および北九州総合行政相談所（井筒屋）の定例相談会へ相談員派遣を行った。相談員の選定、シフト等については、福岡３支部および北九州支部の総合相談センターに協力いただき実施している。今年度、福岡総合行政相談所では第３木曜に加え第３月曜も相談担当日として依頼があり、これまでの実績が評価されてのことと考えている。

（８）福岡市市民相談室

福岡市が各区役所で実施する司法書士相談へ相談員派遣を行った。本事業の契約主体は当会であるが、相談員の選定、シフト作成等については福岡３支部で行っていただいている。予約制で１３時から１６時の時間帯で実施され、昨年度は約８５％の予約率で４２６件の相談を受けている。その約７割が相続遺言に関する相談であった。

（９）法務局休日相談所

１０月４日、法務局主催の休日相談所に、相談員の派遣を行った。開催される会場は年度によって異なり、昨年度は福岡法務局本庁、北九州支局、久留米支局の３会場に１３名の相談員を派遣し、４５件の相談を受けている。

（１０）九州北部税理士会との合同相談会

昨年度に続いて２回目となる税理士会との合同相談会を、１０月２４日１０時から１６時、天神ビルで開催した。１３件の相談があり、ほぼ昨年度と同件数であった。相続に関する相談が最も多く、税務を含めて幅広く対応することができ、アンケート結果でも満足度の高い相談会であった。

（１１）日司連電話相談センター事業

法テラスコールセンターから転送された電話相談に対応する日司連の電話相談事業で、平成２４年９月から当会も参画している。毎週火曜・金曜の１７時から２０時まで会館で電話相談を受けている。昨年度は５２０件であり、一日平均で約５件の電話相談を受けている。相談内容は多岐にわたり困難な案件も多い中で、相談員には丁寧に対応いただいており、司法書士の信頼向上につながっているものと感じている。

（１２）相続登記はお済みですか月間への取組み

企画部（遺言相続等事業検討部会）および広報部と連携して、２月の「相続登記はお済みですか月間」への取り組みを行った。日司連実施の月間自体は毎年のものであるが、昨年度は月間に協力いただく会員を「賛同会員」として募り対外用ホームページに公開して、最寄り事務所での相談につながるようにした。また、電話での問合せに応じて最寄りの賛同会員の紹介を行った。賛同会員として１６８名の登録があり、月間期間中１３２件の相談を受けている。相談のうち一定数は受託にも繋がったものと考えている。

また、月間中の土日祝日は、会館で予約制による無料相談会を開催した。開催予定日の９日間のうち８日は予約があり１４件の相談を受けている。

２．関係機関との連携の強化推進

九州管区行政評価局、福岡県多重債務問題対策協議会、福岡県消費者被害防止地域ネットワーク会議、福岡県高齢者・障害者の消費者被害防止対策連絡協議会との会議に参画し、関係団体との連携や情報共有を図った。

３．会員相談業務支援事業

８月２２日（土）、当会の業務研修として相談業務に関する研修を行った。８月１日からの総合相談センターの運用改定についての説明を中心として、電話相談における対応や相談票の取扱いなど、相談員としての一般的な注意事項についてあらためて説明を行った。

４．総合相談センター事業改善

一昨年度から支部と検討を重ねた結果にもとづき、紹介システムと夜間電話相談の電話番号統一を柱とする運用改定を行った。これまでセンターごとに異なっていた番号を一本化したことにより、利用しやすさにつながるものと考えている。夜間電話相談では一定の条件を満たす相談員について例外的に転送相談を認めるなど負担軽減を図った。また、各センターと当会に新しいウェブシステムを導入して従来の不便を解消すると共に、相談内容の検索や件数の自動集計ができるようにする等の合理化を図った。新運用後は広報もしやすくなったことから、一層広報につとめ、今後さらに利用されるセンターを目指していきたい。

５．相談事業の見直し

相談事業全体について、現状の検証と今後の方向性について検討を行った。今後も県内６つの総合相談センターが市民の相談の受け皿となるよう一層の利用促進を図ると共に、常設相談や特別の相談会は特にニーズが多いものや社会的関心の高いものについて行うことを基本としたい。この観点から、以上報告のとおり一部の相談事業について昨年度末での廃止や縮小を行った。

【相談会】

日付	相談会名	形式	相談員数	相談件数
8月 1日	司法書士の日記念相談会	面談	半日32名・終日7名	107件
9月12日	高齢者・障がい者のための成年後見相談会	面談	半日30名	24件
10月24日	司法書士・税理士による相続合同相談会	面談	終日2名・半日2名	13件
2月	相続登記はおすみですか月間（事務所相談）	面談	賛同会員 168名	132件
2月 （土日祝）	相続登記はおすみですか月間（休日相談）	面談	半日9名	14件

【常設相談会】

日付	相談会名	形式	登録相談員数	相談件数
月曜・水曜	賃貸借トラブルホットライン	電話	延べ93名	394件
水曜	インターネットトラブルホットライン	電話	延べ48名	17件
火曜・木曜	訴状等作成支援相談会	面談	延べ98名	53件
火曜・金曜	日司連電話相談センター	電話	延べ97名	520件

【重点事業】

日付	相談会名	形式	登録相談員数	相談件数
常設	遺言・相続に関する相談員派遣事業	面談	69名	1件
平日	遺言・相続ホットライン	電話		649件

【派遣相談会】

日付	相談会名	形式	相談員・支援要員数	相談件数
福岡市各区役所 月1回	福岡市市民相談室	面談	延べ84名	426件
第3木曜日	九州管区行政評価局福岡総合行政相談所	面談	延べ12名	55件
第2・4金曜日 （休会の月あり）	九州管区行政評価局北九州総合行政相談所	面談	延べ20名	50件
6月 2日	春のくらし・行政なんでも相談所（福岡市）	面談	半日2名	11件
6月 6日	専団連 共同相談会（4地区）	面談	半日19名・終日16名	79件
9月 5日	専団連 共同相談会（福岡市）	面談	半日3名・終日4名	27件
10月 4日	全国一斉！法務局休日相談所	面談	半日10名・終日3名	45件
10月9・14・20・27日 11月6日	行政評価局 一日合同行政相談所 （行橋市、久留米市、福岡市、北九州市、筑後市）	面談	半日12名	44件
11月17日	福岡市天神地下街での特設合同行政相談所	面談	半日2名	6件
12月 5日	専団連 共同相談会（福岡市）	面談	半日8名・終日2名	23件

注意勧告小理事会

Ａチーム議長　　吉　松　勝　義
Ｂチーム議長　　李　　漢　彦

当小理事会は、会則第１０３条に基づき設置された委員会である。
現在、当会にはＡとＢの２チームが設置され、各チーム５名で構成している。

昨年度調査した事件は、合計８件であった。このうち、注意勧告手続を開始したのは５件であるが、全ての案件について法務局の処分がなされたため更に注意勧告の必要はないと決議した案件や、手続き上注意勧告ができなくなった案件もあり、注意勧告を行った案件はない。

調査した案件の概要は、本人確認及び取引の立会を恒常的に事務職員に行わせた事案、受託事件の処理を長期間放置した事案、預り金を横領し刑事事件に発展した事案、業務上知り得た情報を第三者に漏らし、名誉を傷つけた事案である。

注意勧告手続を開始しなかった３件は、いずれも法令違反が認められなかった事案である。

懲戒意見検討小理事会

議長　　大　部　　孝

当小理事会は、会則第１０６条の２第５項に基づき、司法書士法施行規則第４２条第３項による報告に付す意見を決定するために設置された委員会である。

昨年度、当小理事会は、綱紀調査の結果、違反事実ありと判断された事案７件について必要に応じて会議を開催し、懲戒処分の内容について協議したうえで、検討が終了した事案については、意見を付し日司連に事案を回付した。

なお、日司連に回付した事案については、いずれも日司連からは小理事会の決定について妥当との判断が下された。

綱紀調査委員会

委員長　　金　丸　武　士

１．はじめに

当委員会は、会員の綱紀、品位に関する調査を行うことにより会員の綱紀を保持し、もって司法書士制度に対する市民の信頼にこたえることを使命とする。

当委員会の行う調査とは、会則第４９条により会長から付託を受けて、会員が司法書士法、司法書士法施行規則、日本司法書士会連合会会則、当会会則に違反する事実又は違反するおそれのある事実の存否を調査することである。

２．昨年度の付託件数及びその概要

昨年度の綱紀調査の付託件数（事案数）は７件であった。

内容としては、新聞報道された後見業務での横領など、司法書士の社会的信頼を揺るがす事案や、取引立会い･本人確認業務を事務職員に行わせた事案、過払い事案（貸金業者からの懲戒申立）などがあった。

会員各位におかれては、紛争予防機能としての司法書士の使命・職責を自覚し、依頼事件の適切な処理を遂行されるよう、より一層心がけていただきたい。

事故処理委員会

委員長　　井　上　賢　嗣

１．当委員会は、業務賠償責任保険に関する事故につき引受保険会社が実施する調査及び審査に対し、当会が助言・協力するために設置されたものである。

２．昨年度は、主に、平成２６年１０月１日に提訴された会員を被告とする成年後見制度に関する損害賠償請求事件について、損保ジャパン日本興亜株式会社の担当者及び同社顧問弁護士と４回に亘って会議を開催し、本件訴訟の進捗状況の報告及び事件の見通し等について協議を重ねた（なお、この報告書作成時において、本件訴訟は未だ係属中であるため、その詳細については割愛する）。

また、９月２５日には、損保ジャパン日本興亜株式会社及び株式会社龍保険事務所の担当者を交えて、損害賠償保険の補償内容や保険料の額等に関する協議を行った。

紛議調停委員会

委員長　　武　津　新　悟

昨年度、紛議調停の申立てはなかった。

なお、苦情を申し立てられた事案の中には、依頼者等との間で報酬等について紛議が生じている事例があるところ、業務に関する紛争が生じた場合は、積極的に紛議調停をご活用頂きたい。

以上

会館建設委員会

委員長　　平　野　幸　久

設計者決定のため、プロポーザル方式による公募を一昨年度行った。その結果、１３業者の応募があり、１次審査・２次審査を経て株式会社環・設計工房に設計工事監理業務を委託した。

昨年度は、株式会社環・設計工房がプロポーザルで提案した設計案をもとに、会館建設委員会の会議を１０回、株式会社環・設計工房との打合会議を１１回開催し、検討を重ねてきた。

計画を検討するに当たっては、新会館のコンセプトをもとに、会員の皆様から頂いた意見、事務職員から聴取した意見を参考にしながら検討し、プロポーザルの案に修正を加えていった。大きく変わったところは、プロポーザル案では５階建であったが、会議室の確保と書類等の倉庫の確保のため６階建に変更した。決定した新会館の立面パース・平面図を、会員用ホームページ及び会報ふくおか春号に掲載しているので御覧いただきたい。

非司法書士問題対策委員会

委員長　　髙　木　　浩

１．非司法書士実態調査について

法務局主催の非司調査が、延べ６４名の会員のご協力のもと、平成２７年１０月に福岡法務局本局、朝倉支局、箱崎出張所、福間出張所、直方支局、行橋支局、八女支局、北九州支局において行われた。

調査に携わった会員からアンケート形式による情報収集を行ったところ、以下のような声が寄せられた。

①（非司かどうかの）判断基準がわからない

②本人申請なのに申請書類等が完備しすぎている

③調査に関わる会員の負担が大きい

④個人の代理申請で申請書が作成されていたが、明らかに地元他士業者である

これらアンケートをもとに、今後、非司調査のあり方や調査方法等について提言を行う。

２．対外用ホームページにおける情報収集について

対外用ホームページにおいて非司行為の情報を収集するため、市民の方に対して非司行為の情報提供を呼びかける文書を掲載すべく協議を重ねた。現在関係部署と調整を行い近々掲載する予定である。

３．非司法書士が疑われる他士業への対応

非司行為が疑われる他士業のホームページについて調査を行い、明らかに司法書士法に抵触する疑いがあるサイトを掲載している他士業に対し、司法書士が関与しているか等について問い合わせる文書（警告書）を送付した。

回答が無い業者については、各士業の関係機関と協議する等の対応を検討してゆく。

５．最後に非司行為が疑われる事案を見聞きした際は、当委員会宛に情報提供いただけるよう会員の皆さんにお願いしたい。

苦情処理委員会

委員長　　江　頭　英　世

１．委員会の目的

当委員会は、会員の業務に関する苦情の申立に対し、その円満な解決のために、会員に適切な指導及び指示を与えてこれを処理することを目的としている。

２．苦情処理の流れ

市民から事務局に寄せられた苦情は、事務局長または事務局職員が概略を聴取する。その際、苦情申出人にはできるだけ文書で提出いただくよう依頼している。

事務局より苦情内容の伝達を受けたのち、担当委員より苦情申出人に電話での内容確認や対象会員への聞き取りなどを行い事実関係を精査し、その後当委員会において対応を協議したうえで双方への調整を行う。双方の円満解決、一応の納得において終結した案件について終結報告書を会長に提出し終了となるが、対象会員に法令、会則等の違反事実があれば会長に報告し何らかの対応を具申することになる。

３．委員会の判断基準

苦情に対する当委員会の判断基準は、司法書士法､当会会則、司法書士倫理等に照らし「司法書士として業務の遂行が適正に処理されたかどうか」である。したがって、具体的な苦情事案について、当委員会にて苦情申出人及び対象会員から事情を聴取した上で、不適切な業務を行ったと思われる会員には業務の改善を求めることになる。

４．委員会および面談会について

委員会は原則毎月１回の定例で開催される。会議では、その月の案件について担当委員からの事案の経過報告を受けその対応について協議がなされる。会議はｗｅｂ会議を原則とし、複雑案件については会館において協議する。また内容に応じて苦情申出人や対象会員と直接面談により事情聴取することがある。

５．苦情の傾向

例年のことではあるが苦情の主たる原因は「説明不足」､「報酬額の妥当性」､「事件の放置」に集約される。その中でも「説明不足」「不誠実な対応」が、司法書士に対する不信感、報酬に対する疑念となっている。

６．近年の苦情件数

平成２３年度	平成２４年度	平成２５年度	平成２６年度	平成２７年度
３１件	２９件	２０件	２６件	２４件

７．苦情事案月別取扱件数

平成２７年４月	３件
同年５月	０件
同年６月	３件
同年７月	４件
同年８月	１件
同年９月	０件
同年１０月	４件
同年１１月	２件
同年１２月	３件
平成２８年１月	０件
同年２月	３件
同年３月	１件
合計	２４件

会費減免等審査委員会

委員長　　猪之鼻　久美子

当委員会は、当会会則２５条（会費の延納、減額及び免除）に基づき、会費の延納、減額又は免除に関する審査を行うために、会則５３条第１項により設置された委員会であり、「会費の減免等に関する規程」及び「福岡県司法書士会会費の減免等に関する細則」に則って会費の減免等の申し出に理由があるかを審査し、会長にその調査の結果を具申するものである。

会員は、傷病、災害、出産・育児又は介護により会費を納入することが困難な場合は、会費の延納、減額又は免除の申請を行うことができる。

なお、経済的事情による場合は、会費の延納の申請が認められるのみである。

平成２７年度は、傷病によるもの２件（内訳：減額０件、免除２件）、出産・育児によるもの５件（内訳：減額３件、免除２件）の合計７件の減免等の申請があり、７件の申し出に対して理由があるものと認め、会長に対し具申を行った。

法教育・市民法律講座推進委員会

委員長　　中　山　浩　一

一　活動報告

当委員会は、法教育推進委員会を改編し、当会での法律教室等事業を統括する委員会として昨年度設置された。支部主体で実施している法律教室等事業の集約や検証等を行うことを目的とする。

組織員として各支部から１名ずつ委員を選出し、支部事業集約の効率化及び支部担当部署との連携を図った。

以下、各事業につき報告を行う。

１．事業データの集積・分析

過去に県・支部にて開催した法律教室等事業の開催実績を集約した。平成１７年の支部再編以降については支部総会資料等をもとに、支部再編以前については会報ふくおかの調査や会員用ホームページにて情報提供を呼びかけた。

当会事業については、昭和５３年９月１７日開催の市民公開講座を最古のものとしている（会報ふくおか（昭和３３年８月分）まで調査)。支部事業については、北九州支部の平成２年開催を最古のものとしている。

分析については、今年度行う予定である。

２．講師養成及び講師名簿の整備

上記１と併せて、現時点で講義ができる講師の名簿を作成し、７０名以上の会員をリストアップした。

しかし、相続・遺言教室、中小企業支援、空き家・空き地に関するセミナー等の講師すべてを網羅した名簿ではないため、有効に活用できる名簿とすべく、今年度は他の部会・委員会に協力を求め内容の拡充を図る。

なお、講師養成のために下記講座を開催した。

１月２６日	会館４階	参加者　１２名
「講師養成実践講座～法教育ノススメ～」 紙芝居教材「解釈のちから」を題材にした授業の進行方法の紹介、 意見交換等 講　師　原田大輔　会員		

３．教材の整備、新規分野の教材検討

「解釈のちから」やパワーポイント教材「青少年のための法律講座」に限らず、支部作成のＤＶＤや相続・遺言教室等の教材についても整備対象とすることとしたが、他の部会・委員会の担当であるものが多く、その整備や新規分野の教材検討には至っていない。これらも今年度引き続き行う。

４．支部事業のサポート

支部で実施している法律教室等事業について、講師や補助者の派遣を行うものであるが、昨年度は支部からの派遣要請は無かった。

５．県下全域に関係する広報活動、ネットワーク作り

以下のとおり、イベント開催や学会発表を行った。

６月２１日	京都司法書士会館	
「司法書士法教育ネットワーク第７回定時総会・記念研究会」 内　容　会場討論「小学生からの法教育の提案」 登壇者　金源成大　会員、椛島浩二　会員、中山浩一　会員		
９月６日	早稲田大学	
「法と教育学会会員総会・第６回学術大会」 分科会 紙芝居で学ぶ法教育教材「解釈のちから」の制作及び実践事例報告 発表者　椛島浩二　会員、中山浩一　会員		
２月１３日	電気ビル共創館	参加者（受講児童数）２８名
「親と子の法律教室」 講　師　権藤優里子　会員		

二　法律教室等開催実績

日付	開催先	支部	受講者数
4月　3日	日本郵便株式会社	北九州	６０名
4月　4日	北九州リハビリテーション学院	筑豊	５０名
4月　7日	株式会社新出光	福岡南	２０名
4月 17日	日本郵便株式会社	北九州	１００名
4月 23日	北九州看護大学校	筑豊	５０名
5月 14日	ＫＴＣ中央高等学院小倉キャンパス	北九州	３５名
5月 21日	北九州保育福祉専門学校	筑豊	６６名
6月　3日	中間市立中間北小学校	北九州	２３名
6月 11日	西日本短期大学	福岡西	４０名
6月 12日	日本郵便株式会社	北九州	４０名
7月　1日	県立小倉高等学校	北九州	３５名
7月 22日	九州朝鮮中高級学校	北九州	３９名
7月 31日	県立魁誠高等学校	福岡東	１８名
7月 31日	光薫寺	福岡東	３５名
8月 20日	福智町立赤池中学校	筑豊	３０名
9月 10日	豊前市立角田小学校	筑豊	１５名
9月 10日	大野城市立月の浦小学校	福岡南	１１０名
9月 24日	純真学園大学	福岡南	１，０００名
10月　6日	赤崎市民センター	北九州	２５名
11月　6日	中間市立中間南小学校	北九州	６９名
11月 20日	朝倉市立志波小学校	福岡南	１３名
11月 26日	前田市民センター	北九州	７８名

12月　1日	大野城市立月の浦小学校	福岡南	７７名
12月　2日	平岡介護福祉専門学校	筑後	２３名
12月　3日	東海大学附属第五高等学校	福岡東	２５０名
12月　7日	日本経済大学	福岡南	６０名
1月　7日	福岡市立飯倉中央小学校	福岡西	４５名
1月　8日	福岡市立野芥小学校	福岡西	９０名
1月 18日	県立小倉南高等学校	北九州	６０名
1月 20日	西南学院高等学校	福岡南	１０３名
1月 21日	県立山門高等学校	筑後	３１名
1月 25日	福岡家裁小倉支部調停委員勉強会	北九州	１０名
1月 26日	西日本シティ銀行徳力支店	北九州	３２名
1月 27日	岡垣町立山田小学校	北九州	１２０名
2月　2日	那珂川町立安徳北小学校	福岡南	１１９名
2月　3日	岡垣中央公民館	北九州	２９名
2月　4日	北九州市立企救丘小学校	北九州	１４５名
2月　8日	岡垣町立戸切小学校	北九州	１８名
2月 12日	明光学園高等学校	筑後	６０名
2月 15日	中村学園女子高等学校	福岡西	１２０名
2月 17日	福岡市立香椎東小学校	福岡東	４０名
2月 24日	福岡市立香椎東小学校	福岡東	１４５名
3月　3日	麻生リハビリテーション大学校	福岡東	９２名
3月 10日	若松中央市民センター	北九州	３７名
3月 15日	湯川市民センター	北九州	２５名
3月 17日	福岡市立周船寺小学校	福岡西	８０名

※　県の他の部署で開催されたものは、その部署の報告に委ねる。

以上

裁判業務推進委員会

委員長　　坂　田　亮　平

当委員会は、会員の裁判業務推進を目的として、昨年度より複数の委員会（消費者問題対策委員会・簡裁代理推進委員会・裁判所連絡委員会）を統合・移管して新たに発足した委員会である。昨年度の活動内容は以下のとおりである。

一　会員の業務推進

会員の裁判業務推進を図るために、下記の通り、研究、事例検討会・研修会の企画・運営を行った。なお、昨年度は、家事事件全般、高齢者消費者被害対策、多重債務事件を主要テーマとして会員の取り組みを強化する活動を行った。

１　事例検討会・研修会の実施

８月２４日	18:30～20:30	天神ビル１１号会議室	参加者７２名
テーマ　自己破産申立て総論～司法書士関与事件の問題点を中心に～ 講　師　柿木高紀　会員			
３月２４日	19:00～20:30	会館４階	参加者２８名
テーマ　家事審判申立事件 （熟慮期間を超えた相続放棄、氏の変更等）の事例検討 講　師　手嶋竜一　会員、安河内肇　会員			

なお、「家事審判申立事件」の事例検討会に関しては、会員が取り扱った事件をもとに、参加者間相互で意見交換を行う形式で実施した。参与員経験者の会員に参加して頂くことで、より実務的な視点・本質的な論点について検討を行うことができ、参加者の評価も高かったと認識している。

２　家庭裁判所調停委員、参与員経験者の会員より家事調停事件・審判事件の現状、家裁の取扱い等に関するヒアリング

３　支部多重債務研修会の認定

なお、高齢者消費者被害として、「冠婚葬祭互助会の解約金トラブル」電話相談会の準備を行っていたが、平成２７年１１月２５日の消費者不利の判決を踏まえ、相談会開催を見送った。こちらは今年度以降、最高裁の最終判断を踏まえ、再度開催するか検討を行いたい。

二　裁判所との連絡・交渉

昨年度も例年通り、個人再生委員の選任を要しない司法書士名簿を福岡地方裁判所破産再生係に提出した。

平成２７年８月に会員より裁判所に対する意見募集を行い、簡易裁判所、地方裁判所及び家庭裁判所との正式な協議に向けて、寄せられた意見を委員会内で検討を行った。

また、各研修講師依頼等（県会主催、筑後支部主催）に関して、裁判所との窓口役を担った。

三　少額事件報酬補助制度の実施

経済的利益が３０万円以下の事件に対する報酬補助制度を実施した。

昨年度は、一昨年度（２１件）より利用件数こそ減少したものの、その半数が何らかの請求を受けた市民の依頼により司法書士が対応した事件であったため、市民の泣き寝入りを防止するという観点に基づく本制度の必要性は高いと言える。

事件類型としては、賃貸トラブル、労働トラブル、交通事故がその多くを占めており、これらの事件の対応例が増えていることは、業務推進にあたり参考になる事実と言える。

一方で、事前給付型の本制度の濫用事例などが発生しないように慎重に審査を行い、審査の在り方等について協議を行った。

Ｎｏ.	事件類型	申込日	支給日
１	★損害賠償請求（交通事故）	平成27年 5月12日	平成27年 7月15日
２	★原状回復費用請求	平成27年 8月31日	平成27年10月 1日
３	損害賠償請求（パワハラ）	平成27年 9月14日	平成27年10月 9日
４	★引越代金支払い請求	平成27年10月 8日	平成27年10月22日
５	未払賃金請求	平成27年10月19日	平成27年11月 6日
６	未払賃金請求	平成27年11月30日	平成27年12月15日
７	★損害賠償請求（近隣）	平成27年11月30日	平成27年12月 9日
８	★原状回復費用請求	平成27年12月 2日	平成27年12月25日
９	★原状回復費用請求	平成27年12月 2日	平成27年12月25日
１０	不当利得等返還請求（詐欺）	平成28年 1月 7日	平成28年 1月29日
１１	損害賠償請求（交通事故）	平成28年 2月17日	平成28年 3月17日

※★は請求排除事件

四　民事法律扶助事業の推進

会員並びに契約司法書士への情報提供及び法律扶助の利用拡大の方策を検討し、以下の事業を行った。

１　細則改正及び様式改定等の会員への適時な情報提供

２　司法書士向け民事法律扶助業務研修会開催

９月３０日	18:30～20:00	都久志会館	参加者４０名
テーマ　①民事法律扶助業務の総論・概要 講師：松本寛朗　課長（法テラス福岡第一事業課） ②援助申込みの際の留意点 講師：柿木高紀　会員（法テラス福岡地方扶助審査委員会副審査委員長）			

五　関連団体とのネットワーク構築

消費生活関連団体との連携により、以下の活動を通じて裁判業務推進のための情報収集、ネットワーク構築に努めた。

特に、今回初参加となる全国消費生活相談員協会の交流会においては、消費者問題・消費者教育に取り組む多様な業種との交流ができたため、今年度以降の連携につなげたい。

１２月２２日	10:00～12:00	福岡県吉塚合同庁舎	
福岡県多重債務協議会 出席者　柿木高紀　会員、坂田亮平　会員			
１月１６日	13:30～16:30	都久志会館	
（公社）全国消費生活相談員協会　九州支部交流会 出席者　柿木高紀　会員、坂田亮平　会員、手嶋竜一　会員、前田美穂　会員			
２月２０日	13:00～14:30	あいれふ福岡	参加者約３０名
消費生活相談員との勉強会 テーマ　①定期借家をめぐる賃貸トラブル、 ②カジノサイトのアフィリエイトをめぐるマルチ商法 出席者　柿木高紀　会員、坂田亮平　会員、前田美穂　会員			

中小企業支援委員会

委員長　　森　　亜由美

一　昨年度事業目標

対外的・対内的な委員会活動を通して、企業法務分野において、企業側から今まで以上に司法書士業務に関心を寄せてもらい、司法書士からも企業に向けて、更なる業務に関する情報発信と企業法務への関与を深めることを目的とした。

二　対外的活動内容

１．外部団体訪問の際持参する資料として、『セミナーリスト』を作成した。関係団体へセミナーや学習会への講師派遣を具体的に検討してもらうための資料である。

２．中小企業関連諸団体等との連携・関係作り

（１）日本政策金融公庫

日本司法書士会連合会と日本政策金融公庫が平成２３年に相互連携に関する覚書を締結しているが、同様に当会も日本政策金融公庫福岡支店（県内５支店）と取り交わすことになった。またこれを記念したセミナーに講師派遣予定である。

（２）福岡県商工部中小企業振興課

初めて訪問して、意見交換を行った。ちょうど福岡県中小企業振興条例が制定されたところであったが、行政担当者には司法書士と中小企業支援の関連性について意識がなかったので、司法書士の業務の案内・説明を行なった。県の施策を具体化するのは中小企業振興センターとのことで、関係構築が必要と思われる。

（３）福岡県中小企業振興センター

県中小企業振興課訪問を契機として、振興センターを訪問し意見交換を行った。相談業務に関してはセンター側は充分対応できているとの認識であった。今後どのあたりに司法書士が行なえる業務があるか検討が必要である。

（４）福岡県事業引継ぎ支援センター

初めて訪問して、意見交換を行った。事業承継を支援する公的相談窓口であるが、相談者である事業者とともに関与司法書士が引継ぎ案件にかかわることも可能とのことで、会員に対し引継ぎセンターを広く知らせることは、意義があると思われる。

３．セミナー等講師

制度広報の一環として、以下のセミナー等へ講師派遣を行った。

９月１６日	18:00～21:15	主催:(株)ibb／後援:福岡市	受講者１３名
セミナー　ibb なでしこ塾スタートアップ経営きほんセミナー 知っておくべき創業にまつわるＡＢＣ 講　　師　森亜由美　会員			
１０月２１日	10:30～12:30	福岡大学中央図書館 多目的ホール	参加者 約１００名
セミナー　福岡大学商学部ゼミナール　創業体験プログラム 「株式会社の設立と株主総会について」 講　　師　川野秀美　会員			

１０月９日	14:00～15:30	福岡県議会棟	参加者２２名
セミナー　民主党・県政クラブ県議団勉強会 講　　師　大部孝　会員、森亜由美　会員			

４．スタートアップカフェ個別相談ＤＡＹにおける相談員派遣

平成２６年秋から福岡市の創業支援拠点として設置された「スタートアップカフェ」において、毎週木曜日に開催される専門家相談に相談員を派遣した。当初は委員のみで対応していたが、平成２７年９月から相談員に応募のあった会員で対応している。

平成２７年６月～平成２８年３月まで計４４回（各１名派遣）

相談件数　計５４件

三　会員向け活動

会員用ホームページ掲示板を利用し､『中小企業支援委員会だより』を計５回発信した。

特定創業支援事業による登録免許税軽減、改正会社法経過措置について、スタートアップカフェ１周年イベント参加報告、事業引継ぎ相談センターなど実務に役立つ情報、企業法務関連情報提供を行った。

総合研究所

所長　　小　原　俊　治

総合研究所は、司法書士の職能に関する諸制度並びに法令について、その調査研究を恒常的に行い、会務執行の意思決定に資するとともに、司法書士の法律実務家としての資質の向上を図ることを目的として設置されている。

この総合研究所の設置目的をからすると、広く会員から人材を求めることが有益であることから、昨年度、司法書士総合研究所運用規程を改正し、これまで総合研究所所長は担当副会長があたることとなっていたところ、広く会員から選定されるよう変更した。また、研究所の運営についても、会長、所長及び各研究所主任研究員を構成員とする総合研究会議にて協議のうえ、行うことになった。

研究会であるが、昨年度は、近年取り組み強化が求められている附帯業務について研究会が新設された。また、債権法改正対応を目的として設置されていた債権法研究会は、広く民法改正に対応するため、民法改正研究会と名称を変更した。

新たな体制でスタートした総合研究所では、会長諮問に対し、総合研究所会議の協議を経て、以下の通り、各研究所において研究を行った。

不動産登記研究会

主任研究員　　村　田　圭　亮

『不動産登記令の一部を改正する政令』及び『不動産登記規則等の一部を改正する省令』による不動産登記等の申請における添付情報の取扱い変更に備え、実務上の注意点の抽出及び会員向け文書の作成、法務局担当者との打ち合わせを行った。

会員向け文書については、平成２７年１１月に会員用ホームページへ掲載している。

現状、大きな問題は発生しておらず混乱も見受けられないが、今後新たな問題点等の情報が入り次第、随時当研究会にて対応して行く。

その他に、平成２７年度九州ブロック新人研修会において３名の講師派遣を行った。

民法改正研究会

主任研究員　　福　永　　修

当研究会では、平成２７年３月３１日付で国会へ提出された「民法の一部を改正する法律案」を主な資料として、債権法改正の研究をした。

また、研修会講師要請に対応するため、登記実務に及ぼす影響の観点から売買、買戻、賃貸借、消費貸借、債務引受をテーマとしたレジュメを作成した。

附帯業務研究会

主任研究員　竹之内　恵　子

当研究会は、いわゆる「規則３１条業務」と呼ばれる分野に対する研究を行うことを目的として、昨年度設置された。

この分野においては、法令上の地位に基づくもの（不在者財産管理人、遺言執行者等）と、依頼者との委任契約に基づくものが考えられているが、特に後者においては、その根拠や業務範囲について明確な指針がない中で、各会員が不安を抱えながら業務を行っているのが現状であるので、まずはこの分野に対する根拠を正しく理解した上で、その業務範囲や業務姿勢について一定の指針が示せるよう、研究を行った。

具体的には、「任意売却」を一つの例として取り上げ、本来業務以外の分野で司法書士が依頼者を支援する際に、一体どのような根拠で、どのような範囲まで、業として行うことができるのか、個別具体的に研究を行った。ただ、この附帯業務に関しては、日本司法書士会連合会からも未だ明確な指針が出されていないこともあり、様々な論点を整理する必要があったため、昨年度は会員の皆様の業務に役立てて頂けるような研究成果を取りまとめるまでには至らなかったので、今年度引き続き研究を重ねていく。

なお、設置当初の当研究会の名称は、「司法書士法施行規則第３１条業務研究会」であったが、研究する中で、この分野は、決して規則第３１条の規定そのものを根拠としたものではなく、「附帯業務」という視点から研究すべきものであるということを確認したため、期の途中で「附帯業務研究会」と改名した。また、当研究会は、北九州支部会員を中心として研究を行っているが、これは、各地域で特色ある研究が広がることを期待した一つの試みである。この点については、今後の動きにつながることができるよう検証を行っていく。

司法書士法研究会

主任研究員　　山　下　祐　一

一　研究会

下記のとおり研究会を開催した。

第１回（平成２７年６月１９日）

１　平成２７年度の研究内容

２　会員の不祥事

３　司法書士法改正の動向

第２回（平成２７年１０月１６日）

１　平成２７年度の研究方針

２　司法書士法改正の動向

３　最近の懲戒事例

第３回（平成２７年１２月１８日）

１　相続関係調査業務

２　最近の懲戒事例

第４回（平成２８年２月１８日）

１　年度末研修会（県会主催）の準備
２　他研究会からの照会又は諮問への対応方針
３　司法書士法改正の動向
４　最近の懲戒事例

第５回（平成２８年３月１７日）
１　年度末研修会（県会主催）の準備
２　戸籍調査の民間委託（国土交通省）

二　研修会

下記の研修会に講師を派遣した。
福岡県司法書士会年度末研修会（平成２８年３月２６日）

憲法研究会

主任研究員　　荻　林　和　則

１．平成２６年閣議決定の解釈改憲の限界等、合憲性についての研究は、ある程度行ったが、次の２の問題と同時進行しており、未だに報告書は、作成できてない状況にある。しかし、これは、今年度内には作成する予定である。

これらの研究発表をとおして、会員が憲法問題に興味を持ち、お互いに議論出来る場を提供していきたい。

２．集団的自衛権関連の立法及び改定法につき研究する件については、いわゆる安全法制整備法が１０の法律の改定と１つの立法がなされており、学者、元最高裁判事、歴代の内閣法制局長官、日本弁護士連合会等の多くの法律家や法律家団体が違憲であるとの見解を打ち出している。

当研究会も、その内容を精査し報告書を作成中である。

また、この問題を契機として、法律専門職能として、憲法問題や社会問題に対する会としての意見表明をする機会が増えているが、強制会として会員の思想信条の自由との兼ね合いがあり、多数決でなし得る範囲・目安となる「指針」の作成を検討中である。

このテーマは、日本司法書士会連合会の総合研究所・憲法研究部会とも意見交換しながら進めている。

３．憲法を考える機会を提供する為に憲法教室を開催した。

同時に参加者に対するアンケートを実施したが、憲法の問題と政治の問題を混同しているご意見が多数あった。

憲法は、国の根本法であるので、政治的問題の側面が大きいのは事実であるが、法的問題、つまり刑事的問題、行政的問題、民事的問題にも関係してくるものであることは、当然のことである。

確かに司法書士は、民事が専門であるので、直接憲法が俎上に載ることは極稀ではあるが、一般規定を介して私法の領域にも憲法が入って来るのであり、司法書士の憲法素養をより高いレベルで醸成することは、法律家として業務を行う上で、肝要なことであると考えている。

新人研修委員会

委員長　　萩　　久　範

１．はじめに

当委員会は、日司連の新人研修規則で定義されている登録前の新人及び登録して間もない新人会員を対象とし、今後の司法書士制度を担う司法書士を育成すべく効果的な研修制度を確立する目的をもって設置されている委員会である。

２．研修日程

【研修日程】

≪登録前新人研修≫

平成２７年１２月　１日	合格証書授与式後新人研修説明会	
平成２７年１２月　５日	平成２７年度合格者集合研修（開講式、ビジネスマナー研修、リレートーク他）	
平成２８年　２月１０日	配属研修生受入講師団説明会	
平成２８年　２月１７日	平成２７年度合格者集合研修（直前マニュアル解説他）	
平成２８年　３月　７日～同年　３月３１日	配属研修第１クール 配属生　２２名	
平成２８年　４月　４日～同年　４月２８日	配属研修第２クール 配属生　２２名	
平成２８年　４月２８日	配属研修閉講式	

≪登録後新人研修≫

平成２７年　４月２５日	第１回集合研修 テーマ：司法書士組織に関する研修 講　師：安河内　肇　会員 参加者：２０名
平成２７年１０月２４日	第２回集合研修 テーマ：司法書士倫理に関する研修 講　師：吉田　善礼　会員 木戸　孝充　会員 参加者：３０名
平成２８年　２月　６日	第３回集合研修 テーマ：司法書士の報酬の歴史に関する研修 講　師：木戸　孝充　会員 参加者：３６名

３．昨年度の事業

≪登録前新人研修≫

配属研修については、昨年度においても一昨年度同様、２クール制を保ち、平成２８年３月７日から４月２８日まで行った。日頃の業務で多忙を極める中、指導に当たってくださる講師の新人育成への熱意、情熱がなければなりたたない研修制度である。年度末、また年度初とご多忙の中、配属講師を引き受けて頂き、ご指導いただいた講師にはこの場を借りて厚く御礼申し上げる。

また、配属研修前に開催した２日間の集合研修においては、県会でも各分野に精通している会員にリレートーク方式で「司法書士としての可能性」を新人に伝えることに重きを置き研修を行うとともに、社会経験のない新人が多いことから、ビジネスマナー研修についても半日日程で実施した。リレートークでは、初期段階で業務として「相談業務」の重要性・必要性を理解してもらうため、「リーガルカウンセリング」を研修テーマとして取り上げ、また、昨年度より、家事事件についても研修テーマとして取り上げた。

≪登録後新人研修≫

登録後新人研修規程及び実施要綱に基づき、一昨年度より本格的に運用を開始した。集合研修については、新人の定時総会への出席率が低いことに鑑み、定時総会の開催趣旨を理解し関心を高めるため、司法書士の組織に関する研修の中で、模擬定時総会を開催した。また、司法書士の報酬の歴史、司法書士の倫理の研修を開催し、司書士制度に関する理解を深め、司法書士の担う職責を認識し、基本的人権の擁護を基調とする倫理観を養う研修を行った。

実施型研修においては、各支部の部会・委員会へ総会翌日より末尾表のとおり、配属研修を行った。殆どの研修生が、部会・委員会へ積極的に参加し、会務を学びながら、先輩司法書士との交流を深めることができたと考えている。この場をかりて各支部には厚く御礼申し上げる。

各支部への実施型研修生の配属人数

	福岡西	福岡東	福岡南	北九州	筑豊	筑後
配属人数	５名	１１名	７名	４名	１名	８名

高齢者・障がい者権利擁護委員会

委員長　　加　藤　丈　雄

当委員会は、高齢者・障がい者の権利擁護のために、行政・地域包括支援センター・障がい者に関する相談支援センター（以下、支援センターという）、その他関係諸機関と連携協働し、法律専門職として権利擁護のネットワーク構築とマネジメントの役割を担うと共に、当会及び司法書士制度の広報と発展を目指して事業活動を行った。

以下、昨年度事業を報告する。

１．窓口委員の活動について

相談対応・講師派遣等の活動を、県内各地で活発に行った。また、行政や支援センターの定例会議やケース会議に法律職として参加し対応した。

これまでの反省点として、窓口委員の活動報告が速やかになされているか不明なところがあったため、窓口委員活動を正確に把握することを目的として、報告書の改訂について検討を行った。

２．支援センター及び関係機関等への権利擁護に関する学習会・講演会の講師及び相談員派遣について

直方市、行橋市・京築地区、福岡市（博多区・東区・南区）、大牟田市・筑後地区において、権利擁護部会会議、地域包括ケア推進会議等に市町村等から要請を受け窓口委員として参加した。

平成２７年７月１４日、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート福岡支部が糟屋郡志免町の後援を受けて開催した成年後見無料相談会に担当窓口委員が積極的に参加した。

４．高齢者・障がい者のための成年後見一斉相談会の支援について

窓口委員が、チラシ・窓口委員名簿・事例集「こんなときＱ＆Ａ　ケース・スタディ編等」を支援センターに配布することで、高齢者・障がい者のための成年後見相談会及び窓口委員制度の広報を行った。

なお「こんなときＱ＆Ａ」について、内容が一部実務の現状に対応していない個所が出てきたため、今年度改訂を行う予定である。

５．窓口委員の任期満了への対応について

地域担当割り及び人員配置の適正化を図った。

６．昨年度の活動報告件数は、１２９件であった。

活動報告の内容は、高齢者・障がい者のための成年後見相談会の広報が６４件、高齢者に関する個別事案の相談が２９件、障がい者に関する個別事案の相談が２件、個別事案に関する関係者会議参加が５件、勉強会・研修会・協議会等への参加が３１件、研修会等の講師引受が４件、その他（公益活動等）が２件である。なお、一つの報告書で複数の事案に対応した報告があった。

７．窓口委員を対象とする研修会の開催

１１月１４日	天神チクモクビル	受講者　３４名
窓口委員研修会 ①地域包括ケアシステムについて 講師：田嶋浩俊　氏（福岡県高齢者地域包括ケア推進課課長補佐） ②地域包括ケアシステムと法律専門職の関わりのあり方について パネラー：窓口委員（山﨑貴子　会員、柿木高紀　会員、原口智吉　会員、小副川哲二　会員、江島一栄　会員）		

司法福祉推進委員会

委員長　　森　部　光　一

１．自殺未遂者・念慮者への支援事業

当会の自殺未遂者・念慮者への支援事業については、各支援団体、行政機関等に広く認知されてきており、保健師、精神保健福祉士等と一緒に行なう相談会や勉強会も実施している。また、他県会から、当会の「ベッドサイド法律相談」事業について参考にしたいという声に応じて、講師派遣や資料提供も行っている。福岡県精神保健福祉士協会とは毎年合同研修会を開催しており、顔の見える関係性を築くことができている。

【常設相談会】

日付	相談会名	形式	登録相談員	相談 件数
通年	ベッドサイド法律相談	派遣	３０名	１３件

【相談会】

日付	相談会名	形式	相談員	相談 件数
８月２４日	ハローワークにおける生活・法律・こころの相談会 （主催：久留米市保健所）	面談	１名	３件
９月　６日	自殺予防のためのこころと法律の相談会 （主催：福岡市）	面談 電話	３名	１１件
９月１６日	ハローワークにおける生活・法律・こころの相談会 （主催：久留米市保健所）	面談	１名	４件
１２月２日	ハローワークにおける生活・法律・こころの相談会 （主催：久留米市保健所）	面談	１名	２件
２月２８日	自殺予防のためのこころと法律の相談会 （主催：福岡市）	面談 電話	３名	面談：１件 電話：３件
３月　４日	ハローワークにおける生活・法律・こころの相談会 （主催：久留米市保健所）	面談	１名	５件

【研修会】

１１月２８日	会館	受講者　９名
自死問題研修会 テーマ：自殺未遂者等支援の基礎知識 講　師：濱田なぎさ　会員		
１１月２８日	会館	当会会員受講者　１０名
福岡県精神保健福祉士協会との合同学習会 事例検討 講師：稲毛翔平　会員 　　精神保健福祉士２名		
２月２７日	福岡大学病院	受講者　１４名（内４名は他会会員）
福岡県自殺未遂者支援事業　司法書士向け自殺予防研修会 自殺予防人材養成プログラム（司法書士向け） 講師：衛藤暢明　医師　（福岡大学病院　精神神経科） 　　松尾真裕子　精神保健福祉士　（同）		

【外部研修会参加】

１１月１３日	福岡県精神保健センター	参加者　２名
自死遺族支援関係者研修会 参加者：稲毛翔平　会員、森部光一　会員		

【学会発表】

１月２８、２９日	岡山コンベンションセンター	参加者　１名
第３５回日本社会精神医学会（ポスター発表） テーマ：司法書士による自殺未遂者支援「ベッドサイド法律相談」 参加者：森部光一　会員		

２．生活困窮者等への支援活動

年末に、ホームレス等生活困窮者への炊き出し等を兼ね、相談会を開催した。昨年度も衣類、食品、雑貨、寄付金等、多くのご支援をいただき、また、当日は多くの会員に参加いただいた。この場を借りて感謝申し上げる。当日は天気も良く、参加者の相談を行うだけでなく、世間話をするなどして、心と体への一定の支援を行うことができた。

平成２７年４月より本格施行された「生活困窮者自立支援法」に関連して福岡県内の自治体における相談窓口の設置状況について調査を行った。また、８つの自治体へ出向き、取り組みの連携について協議したところ、複数の自治体と今後連携を図っていくこととなった。この他、例年どおり、会員の生活保護同行支援等を支援するための「経済的困窮者の救済支援事業」を実施し、１８件の助成を行った。

【相談会】

日付	相談会名	形式	相談員	相談件数
１２月　５日	年末生活困りごと相談会	面談 電話	１８名	面談：５件 電話：５件

【外部研修会参加】

１１月７、８日	福岡大学	参加者２名
生活困窮者自立支援研究交流大会 情報収集・支援者との交流 参加者：濱田なぎさ　会員、増田憲之　会員		

３．更生保護施設入所者への支援

湧金寮で開催している定期法律相談会は平均１～２件の相談があった。また、保護観察対象者、保護司等に気軽に相談いただけるように「司法書士による更生サポートダイヤル」との名称で電話相談ダイヤルを開設しているが、昨年度は更生保護施設等の関連施設へ再度案内を行った結果、相談が寄せられるようになった。まだ件数自体は少ないが今年度以降も引き続き取り組んでいきたい。

【相談会】

日付	相談会名	形式	登録相談員	相談件数
奇数月	更生保護施設での法律相談会	面談	８名	７件
通年	司法書士による更生サポートダイヤル	電話	１５名	２件

４．犯罪被害者支援

日本司法書士会連合会や一部単位会で取り組まれている犯罪被害者支援に当委員会でも取り組む予定であったが、各委員が個別に研究するにとどまり十分な取り組みはできなかった。

ＡＤＲセンター運営委員会

委員長　　髙　倉　三穂子

１．総括

一昨年度行った会員アンケート結果を基に、利用料を平成２９年３月３１日までの期間限定で３，０００円に変更、また多くの会員が当センターに携われるよう手続実施者名簿登載要件及び運営委員の要件の緩和など、当センター運営規程等の改訂を行った。新規運営委員を中心に積極的な広報活動を行い、また研修会を開催することで、ＡＤＲの稼働状況は活発になったと思われる。以下、具体的に報告する。

２．ＡＤＲセンター稼働状況

下記の広報活動を積極的に行った結果、申込相談１７件、調停依頼８件、うち調停開催が３件あった。３件のうち１件は合意に至り、１件は合意には至らなかったが、当事者同士「きちんと話し合いができた」と満足して調停が終った。もう１件もＡＤＲの特色を活かし、当事者の希望された場所で調停を開催している。

また、申込相談で終了した場合や申込人からの取り下げで終わった場合においても、当センターに申し込んだことを伝えたところ、相手方が話を聞いてくれるようになったり、当事者同士での話し合いがまとまったりするなど、当センターの利用で紛争が解決した事案もあった。

手続実施者には、下記の研修を受講して単位を取得し要件を満たした会員の方々、現在１７名に当センターの運営にご協力いただいている。当センターの調停は原則会館で行っているが、支部事務局や当事者の希望する場所で開催することができるため、各エリアに手続実施者が必要である。現時点で北九州エリア３名、福岡エリア６名、筑後エリア７名、筑豊エリア１名であるが、福岡県全域は広く、また業務を行いながらの対応や土日にも対応するケースがあるため、多くの会員に手続実施者名簿に登載してご協力いただきたい状況である。

【ＡＤＲセンター稼働状況】

事業年度	取　扱 事案数	合意 成立	内　訳				
			調停実施		調停実施前に終了		
			不　調	相談で 終　了	申込人 取　下	相手方 不応諾	手続中
試行開設 ～ 平成 21 年度	9	2	1	1	2	3	0
平成 22 年度	11	0	1	1	4	5	0
平成 23 年度	6	0	0	4	1	1	0
平成 24 年度	11	0	1	6	4	0	0
平成 25 年度	12	0	1	6	5	0	0
平成 26 年度	2	0	0	2	0	0	0
平成 27 年度	17	1	1	6	2	1	6
総　計	68 件	3	5	26	18	10	6

３．利用促進のための広報活動及び相談会への参加

利用料の変更に伴い、３つ折りリーフレットを当センターの愛称及びキャラクターである「よかよ」を前面に押し出した親しみやすいものに改訂した。それに併せて、市民向けの対外用ホームページ「ＡＤＲセンターのご案内」についても改訂を行い、わかりやすいものにした。

また、民事一般、家事事件についても弁護士助言を受けて取り扱うことのできる当センターであるが、「具体的にどのような事案が向いているのかわからない」との声を受けて、事案別に広報用のチラシ４種類（アパート・マンションのトラブル、ペットのトラブル、冠婚葬祭のトラブル、夫婦のトラブル）を作成した。当該トラブルへの対応を求められている機関であろう公益社団法人福岡県宅地建物取引業協会久留米支部理事会や国土交通省九州地方整備局、女性関連施設や動物病院などにチラシを持参し、ＡＤＲの手続きに関して説明を行った。

会員のアンケートでも露わになった、会員自体が「ＡＤＲについて知らない」という問題を解消するため、会員用ホームページの掲示板や会報ふくおかへ投稿を行い、第２回業務研修会では１０分程度ではあったがＡＤＲの手続きについて説明する時間を設けていただいた。総合相談センターに当センターについての説明文書を設置し、電話相談の際に目に留まるようにした。少しずつではあるが、会員に対してＡＤＲの認知が進んでいると感じている。

そのほか、平成２７年８月１日開催の「司法書士の日記念相談会」に全会場へ当センター運営委員を派遣し、ＡＤＲに向く相談があれば相談者の方にＡＤＲを紹介するとともに、昨年度制作した広告付ボールペンを相談会へ足を運ばれた市民の方へお渡しした。福岡県青年司法書士協議会が平成２７年６月２７・２８日に開催した「土日開催！！司法書士による女性のための無料法律相談会」や平成２７年１０月３日に開催した「法の日相談会」には相談員として参加しながら、ＡＤＲについての広報活動も行った。

４．ＡＤＲ関連研修会の開催

名簿登載要件である研修についても単位数の改訂を行い、規程に沿って以下の通りに開催した。実技研修会については、同じ内容を北九州・福岡・筑後の３会場で行うことにより、各エリアにおいて手続実施者の育成を行い、関与する会員の増加を図った。また例年と同様、ＡＤＲ基礎研修会については、九州ブロック司法書士会協議会との共催により２日間にわたって開催した。

【平成２７年度ＡＤＲ関連研修会】

日　時	研　修　会	講　師	受講者数
平成27年6月20日 13：00～17：00	平成２７年度ＡＤＲ入門研修会 於：会館４階	李　　漢彦 会員 小山 貴美代 会員	１３名
平成27年9月26日 10：00～17：00 平成27年9月27日 10：00～17：00	平成２７年度ＡＤＲ基礎研修会 於：天神チクモクビル小ホール	細川　眞二 会員 李　　漢彦 会員 原田　大輔 会員 緒方　　剛 会員 藤井　昭裕 会員	２６名 （２６日） ２３名 （２７日）

平成２７年１０月３０日 １８：００～２０：００	平成２７年度ＡＤＲ実技研修会 於：北九州支部事務局	細川 眞二 会員	６名
平成２７年１１月２７日 １８：００～２０：００	平成２７年度ＡＤＲ実技研修会 於：会館４階	李　 漢彦 会員	１２名
平成２７年１２月７日 １８：００～２０：００	平成２７年度ＡＤＲ実技研修会 於：筑後支部事務局	緒方　 剛 会員	８名

【平成27年度　部会一覧表】

部会	部長	次長	副会長	副会長サブ	事務局長	部員						
総務部	木津　圭太郎	浜田　啓史	李　漢彦	中村　優子	吉田　善礼	安河内　肇	品川　直樹	土井　経世	小牟田　毅			
経理部	猪之鼻　久美子		李　漢彦	中村　優子		福永　龍三	坂田　亮平					
企画部	小原　俊治		濱田　なぎさ	奈良田　真作		宮薗　篤	小野　あゆみ					
広報部	中村　優子	西中　義桂	中村　優子	吉松　勝義		福田　哲也	木下　抄岐恵	伊藤　聖一	岡　英治	宇戸　利恵	世古　英樹	早崎　里枝
研修部	佐々木　英		中村　優子	吉松　勝義		柴田　久美子	矢野　公一	野中　哲郎	丸尾　公彦			
社会事業部	芳司　英樹	柿木　高紀	奈良田　真作	濱田　なぎさ		加藤　丈雄	馬渕　祐貴	有吉　哲也				

【平成27年度　委員会一覧表】

所属部会	委員会	根拠	設置の目的	担当役員	委員長 主任研究員	副委員長	委員・研究員					
総務部	注意勧告小理事会A	会則第103条／注意勧告運用規程第3条			吉松　勝義	浜田　啓史	奈良田　真作	西中　義桂	柿木　高紀			
	注意勧告小理事会B				李　漢彦	中村　優子	濱田　なぎさ	小原　俊治	吉田　善礼			
	懲戒意見検討小理事会A	会則106条の2第5項／懲戒に関する意見検討規則第2条			大部　孝	吉松　勝義	奈良田　真作	浜田　啓史	西中　義桂	柿木　高紀		
	懲戒意見検討小理事会B				大部　孝	李　漢彦	中村　優子	濱田　なぎさ	小原　俊治	吉田　善礼		
	選挙管理委員会	会則第28条／選挙規程第7条		木津　圭太郎	牛島　光一	山本　勝也	八尋　信義	神田　哲郎	土井　経世	葛谷　賢秀		
						坂田　亮平						
	綱紀調査委員会	会則第48条		木津　圭太郎	金丸　武士	生津　克久	板鳥　博子	上西　哲博	岡　良宣	小山　貴美代	川上　美和子	
						松田　洋一	日下部　政俊	國永　修一	佐々木　洋子	重永　酉子	野中　哲郎	永富　保好
						光安　徳行	萩尾　政彦	平野　幸久	福永　修	本多　寿之	宮脇　秀代	山下　祐一
	事故処理委員会	会則第78条の4		木津　圭太郎	井上　賢嗣		黒木　文康	山本　亮				
	紛議調停委員会	会則第108条		木津　圭太郎	武津　新悟	伊藤　美登利	島津　節郎					
	登録調査委員会	会則第112条		木津　圭太郎								
	会館建設委員会	会則第53条第1項	新会館建設のための準備作業を行うことを目的とする	吉田　善礼	平野　幸久	建）其田　正	及川　修平	荻林　和則	小嶋　美夏	小牟田　毅	徳永　慎一	
	非司法書士問題対策委員会	会則第53条第1項	司法書士でない者の司法書士法違反行為を防止し、もって市民の権利擁護を図ることを目的とする	浜田　啓史	高木　浩		岡田　明彦	権藤　健裕	竹之内　恵子			
	苦情処理委員会	会則第53条第1項	会員の業務に関する苦情の申立に対し、その円満な解決のために、会員に適切な指導および指示を与えてこれを処理することを目的とする	木津　圭太郎	江頭　英世		矢野　聖悟	宗　秀利	中島　信子	原田　美穂	山口　龍一	
経理部	会費減免等審査委員会	会則第53条第1項／会費の減免等に関する規程第2条		李　漢彦	猪之鼻　久美子		浜田　啓史					
企画部	法教育・市民法律講座推進委員会	会則第53条第1項	法教育・市民法律講座事業を推進することで、市民の法的教養を高め、予防司法を含め市民が自ら権利擁護を図っていける社会実現に寄与することを目的とする。	濱田　なぎさ	中山浩一	椛島　浩二	権藤　優里子	末森　正浩	森　智章	柳橋　儀博		
	裁判業務推進委員会	会則第53条第1項	会員の裁判業務推進を目的とした事業を企画し、必要に応じて、法改正、法制度等に関する研究、提言をおこなう。	柿木　高紀	坂田　亮平	柿木　高紀	安河内　肇	手嶋　竜一	前田　美穂			
	中小企業支援委員会	会則第53条第1項	企業法務に関連する団体との連携、会員への企業法務関与の向上のための情報提供等を通じて、企業法務に関する業務推進及び司法書士の企業法務への取組みの制度広報を目的とする	小原　俊治	森　亜由美		尾方　宏行	川野　秀美	前田　啓至	真下　宏之		
	総合研究所	会則第53条第1項	司法書士の職能に関する諸制度並びに法令について、その調査研究を行い、会務執行の意思決定に資するとともに、司法書士の法律実務家としての資質の向上を図ること		小原　俊治							
	不動産登記研究会				村田　圭亮		井手　誠	江上　隆	仰木　伸介	小嶋　美夏	宗　守浩	山下 祐一
	民法改正研究会				福永　修		岩下　透	小原　俊治	佐藤　直幸	島津　節郎		
	司法書士法研究会				山下　祐一		土井　経世	原口　智吉	安河内　肇			
	憲法研究会				荻林　和則		武田　哲幸	中嶋　安雄	丸尾　公彦			
	附帯業務研究会				竹之内 恵子		工藤　陽二	杉野　貴人	竹中　志織	野村　沙織	本多　寿之	
研修部	新人研修委員会	会則第53条第1項	目司連の新人研修規則で定義されている登録前の新人及び登録して間もない新人会員を対象とし、今後の司法書士制度を担う司法書士を育成すべく効果的な研修制度を確立することを目的とする	佐々木　英	萩　久範	櫻井　菜穂子	木戸　孝充	井上　隆祐	奈良田　紀幸	柳　宏幸	眞鍋　ゆかり	
社会事業部	高齢者・障がい者権利擁護委員会	会則第53条第1項	高齢者・障がい者の権利擁護のために、行政等関係諸機関と連携協働し、法律専門職として権利擁護のネットワーク構築とマネジメントの役割を担うことを目的とする	柿木　高紀	加藤　丈雄		江島　一栄	小副川　哲二	河賀　裕子	山﨑　貴子		
	司法福祉推進委員会	会則第53条第1項	司法書士の司法福祉分野での取り組みを推進することを目的とする	奈良田　真作	森部　光一	稲毛　翔平	大部　孝	濱田　なぎさ	轟木　昭弘	増田　憲之		
	ADRセンター運営委員会	会則3条／ADRセンター設置規則		芳司　英樹	髙倉　三穂子	小山　貴美代	吉本　和子	渡邉　慎一郎	山下　由貴			

業務日誌

平成２７年

〔4月〕2　理事会
　　登録証交付式（1名）
　　正副会長会
　3　弁護士会ご挨拶
　8　福岡法務局長・民事行政部長ご挨拶
　9　福岡法務局ご挨拶
　　登録申請（1名）
　10　登録証交付式（2名）
　　登録申請（1名）
　15　綱紀調査小委員会
　16　事故処理委員会
　17　監査会
　　登録申請（1名）
　　変更の登録申請（1名）
　18　第1回業務研修会
　20　理事会
　21　変更の登録申請（1名）
　28　変更の登録申請（1名）
　　苦情処理委員会
　30　登録証交付式（2名）
　　登録申請（1名）

〔5月〕1　登録申請（1名）
　7　理事会
　　法テラスとの協議会
　　正副会長会
　11　綱紀調査小委員会
　12　登録申請（2名）
　　次期正副会長会
　　事故処理委員会
　13　登録申請（1名）
　　変更の登録申請（1名）
　　綱紀調査小委員会
　14　次期理事会
　18　登録証交付式（3名）
　　登録申請（2名）
　　綱紀調査小委員会
　21　理事会
　　登録申請（2名）
　22　登録申請（1名）
　23　第６６回定時総会
　25　登録申請（3名）

〔6月〕1　登録証交付式（6名）
　2　新会館設計業者のご挨拶
　　登録申請（1名）
　4　理事会
　　正副会長会
　8　登録申請（1名）
　10　綱紀調査委員会
　15　登録証交付式（8名）
　15　登録申請（1名）
　　代議員会
　23　苦情処理委員会
　24　登録申請（1名）
　26　綱紀調査小委員会
　29　政連との協議会
　30　県・支部連絡協議会
　　登録証交付式（3名）

〔7月〕2　理事会
　　正副会長会
　7　変更の登録申請（1名）
　　登録申請（1名）
　　綱紀調査小委員会
　8　登録申請（1名）
　14　綱紀調査小委員会
　16　登録証交付式（1名）
　　綱紀調査小委員会
　22　綱紀調査小委員会
　23　新入会員オリエンテーション
　24　自治体向け空き家対策セミナー
　28　苦情処理委員会
　30　登録証交付式（3名）
　　登録申請（1名）
　31　自治体向け空き家対策セミナー

〔8月〕1　司法書士の日記念相談会
　4　変更の登録申請（2名）
　　登録申請（1名）
　5　登録申請（2名）
　6　理事会
　　正副会長会
　9　高校生のための起業塾
　20　事故処理委員会
　22　第2回業務研修会
　25　苦情処理委員会
　27　登録証交付式（5名）
　28　登録証交付式（1名）

〔9月〕1　注意勧告小理事会
　3　理事会
　　正副会長会
　　変更の登録申請（1名）
　7　紛議調停委員会
　8　綱紀調査小委員会
　12　成年後見相談会
　16　登録申請（2名）
　18　福岡地方裁判所ご挨拶
　24　事故処理委員会
　　登録申請（1名）
　25　登録証交付式（1名）

〔10月〕 1 理事会
正副会長会
登録申請（２名）
2 登録申請（３名）
3 福岡東支部年次制研修
7 法テラスのご挨拶
変更の登録申請（１名）
14 登録証交付式（１名）
17 福岡南支部年次制研修
筑後支部年次制研修
北九州支部年次制研修
筑豊支部年次制研修
21 中間監査会
24 司法書士・税理士による相続合同相談会
26 懲戒意見検討小理事会Ａチーム
27 苦情処理委員会
29 登録証交付式（６名）
30 変更の登録申請（１名）
31 福岡西支部年次制研修

〔11月〕 2 登録証交付式（１名）
4 登録申請（１名）
5 理事会
正副会長会
10 綱紀調査小委員会
11 消防点検
12 健康診断
14 第１部九州大学司法研修講座
15 第２部九州大学司法研修講座
16 登録申請（２名）
注意勧告小理事会Ｂチーム
18 事故処理委員会
20 綱紀調査小委員会
24 苦情処理委員会
26 登録証交付式（２名）

〔12月〕 1 合格者説明会
登録申請（１名）
懲戒意見検討小理事会Ａチーム
3 理事会
正副会長会
5 年末生活困りごと相談会
9 登録申請（１名）
登録証交付式（２名）
11 懲戒意見検討小理事会Ｂチーム
16 注意勧告小理事会兼懲戒意見検討小理事会準備会
18 法テラスとの協議会
21 県・支部連絡協議会
法務局との打合せ
22 苦情処理委員会
24 登録証交付式（１名）

平成２８年
〔1月〕 6 登録申請（１名）
7 理事会
正副会長会
13 登録申請（２名）
14 登録申請（２名）
23 第３回業務研修会
25 新入会員オリエンテーション
28 注意勧告小理事会Ｂチーム兼懲戒意見検討
小理事会準備会Ｂチーム
30 臨時理事会
部長会
31 空き家等未登記問題シンポジウム

〔2月〕 1 部長会
2 登録証交付式（４名）
登録申請（１名）
懲戒意見検討小理事会Ａチーム
3 登録申請（１名）
部長会
4 理事会
正副会長会
5 変更の登録申請（１名）
登録申請（１名）
8 合同交付金会議
9 選挙管理委員会
13 親と子の法律教室
15 登録証交付式（１名）
19 事故処理委員会
20 第３部九州大学司法研修講座
21 第４部九州大学司法研修講座
23 登録申請（１名）
苦情処理委員会
25 登録申請（１名）
懲戒意見検討小理事会Ｂチーム
29 登録証交付式（３名）

〔3月〕 2 登録証交付式（１名）
3 理事会
正副会長会
登録申請（１名）
10 部長会
登録申請（２名）
11 注意勧告小理事会Ｂチーム兼懲戒意見検討
小理事会準備会Ｂチーム
14 登録申請（１名）
登録証交付式（１名）
16 臨時理事会
綱紀調査小委員会
23 県・支部連絡協議会
24 登録申請（３名）
26 年度末研修会
29 福岡法務局長ご挨拶
31 登録証交付式（２名）